

午前10時2分 開議

議長（藪野 勤君） ただいまから平成11年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 松原義樹君、9番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第3号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第8号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。谷君。

監査委員（谷 外嗣君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成11年2月、3月、4月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成11年2月、3月分は平成11年4月26日に、平成11年4月分は平成11年5月26日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連ございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施しましたので、その結果報告書をお手元に配付いたしております。あわせて報告させていただきます。

以上です。

議長（藪野 勤君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 10年度の4月までの報告が出ておるんですが、お示しになっておられま

す資料、市税収入状況調べですね。ナンバー10なんですが、ここで本年度と対前年度比の比較が出ているわけです。9年度も収税率は非常に悪かったわけですが、出納閉鎖を1カ月後に控えたこの4月末の状況調べでは、本年度は81.49%と、こういう数字になってるんですね。これで、この収税の中での空港関連税収の収税状況はどうなってるのか、そしてこれを差し引いた収税状況についてはどうなのか、このことについてお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 和気議員の御質問にお答えをいたします。

数字的なものですので、事務局の方から答えさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 山野総合事務局長。

総合事務局長（山野良太郎君） 10年度の空港関連税収でございますが、空港関連税収については100%入っております。空港関連税収を引きましたパーセントでございますが、推定でございますので、77%ぐらいになるということでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 大変な税収、収税率の落ち込みだというふうに思うんですが、対前年度よりもさらに悪化をしている。市当局に対するこの辺の指導、勧告についてどういうふうにされたのか、とりわけ課税客体ですね。これが今大変な不況下の中で、さらに失業率等が5%を超える。人数にしても大変な数になっているわけですが、400万を超えるというふうな数字になっておるわけですが、この辺の課税客体の掌握、これ抜きにはいわゆる収税率の向上等図れないのではないかと。その辺のことについての指導、勧告なりをどういうふうにされているのか、できればお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） じゃ、お答えをいたします。

前からこの収税率が悪いのは、滞納分の問題がずっと続いてきてるわけで、僕が監査委員になっ

たときにそういう質問もありました。どう処理していくんだと、そういうことでお答えしてると思いますが、滞納分に関しては種類別に分けて、これからきっちり取れるもの、あるいは取れないもの、何種類かに分けてやっていくと。それをコンピューター処理も含めてお願いをしてるところでございます。

まだ取りかかったところがございますので、これから徐々にその辺の収納率も含めて変わっていくのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

専決理由につきましては、市税の納期前納付者の増加によりまして報奨金、過誤納還付金及び還付加算金に不足を来しますため、並びに市営住宅

に係る所有権移転登記手続請求事件の提訴による弁護士報酬の支払い事務が生じることによりまして緊急に経費の予算措置が必要となりましたため、専決処分を行ったものでございます。

3ページをお開きを願います。歳入歳出の総額にそれぞれ2,414万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を199億9,178万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。8ページをお開きを願います。

徴収費の1,559万2,000円でございますが、これは市税の納期前納付者がふえたことによる前納報奨金640万円と、市税更正に伴い納付者に還付する過誤納還付金及び還付加算金919万2,000円がふえたことによるものでございます。

次に、訴訟費の報償費855万4,000円でございますが、泉南市営氏の松住宅、高岸住宅及び砂原住宅のそれぞれの入居者64名から払い下げを求めて提訴された所有権移転登記手続請求事件に対応するため、当市顧問弁護士に訴訟代理人を委任するに当たり、泉南市訴訟事件等の報酬に関する規則第4条の規定に基づく着手金を補正したものでございます。

なお、歳入の明細につきましては、7ページに記載のとおりでございます。

まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、助役の方から説明がありましたんですが、訴訟費用の855万4,000円の分でございます。これは前回の議会に提案されて、審議未了、廃案になったと思うのですが、大変長い経過のある問題で、この問題についてはやっぱり住民から裁判が提起されたとはいえ、かなり市の責任のある問題も大変含んでおりますから、議会で十分このことは議論をして判断すべき内容だと思うんですね。

簡単にここに至った経緯と、それから前回審議未了、廃案になって、議会を開く間がないということは普通あり得ないと思うのですが、なぜ専決

をしたのかということも含めて、ひとつ御報告をいただきたいと思います。それから、応訴に当たっての市の基本的な主張についてもご報告をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この件につきまして、過日6月18日の議会運営委員会においても報告さしていただいたところでございますけれども、平成11年度第1回定例会に追加議案といたしまして、3月18日、議案40号として提出させていただきます。

そして3月29日、正確には30日の午前0時になるわけでございますけれども、会期切れによる自然流会となり、この件につきまして審議未了となったということでございまして、私どもといたしまして、相手から裁判を起こされてることでございまして、早急に対応していくという必要がございました。そのために、先ほど助役が申しましたように、地方自治法の179条第1項の規定によりまして専決処分といたしたものでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 訴訟に至った経過というよりも、訴訟を受けた経過ということでございますが、平成11年の1月14日に3団地の64名の入居者の方々が訴状を大阪地方裁判所堺支部に提出されました。内容については、訴状の送達の日売買を原因として原告ら目録——これは相当ありますので省略させていただきますが、要するに64名の入居者の方々の敷地、これについての不動産について所有権移転登記手続をせよという内容でございます。これに対して泉南市は、その訴えが正当なものではないという判断のもとに答弁書を作成いたしまして提出をしたということでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 余りにも簡単過ぎて、中身はほとんどわからないんですけどね。まず、細野さんが答弁された地方自治法の規定によりと言いますが、なぜ議会を開く間がなかったのか、ちゃんと正当な理由が説明できるんでしょうか。これは専決してしまつとるわけですから、これだけず

っと議会の中でも議論された問題について、初めて裁判ということをして市が受けるわけですので、そういうことについて十分議会が議論をするのは当然ですので、そう簡単に専決をしたということでは困ると思うんで、どういう理由でなぜそういうきちっと議案の審議をしなかったのか。

これは議会も含めて審議未了、自然流会になっておりますけども、やはりこれは原則的には廃案なんですね。そうでしょう。議会の責任ということだけの問題ではなしに、やはりその問題が十分議会の方でも審議しなかったというのは、大きな政治的な判断も背景にはあるわけですから、そういう点ではちゃんと議案として出して、審議をして執行するべきじゃないんですか。

これだけではなしに、いろんな問題で私は専決が多過ぎると思うんですね、これまでも。議会が審議未了になったということは、もっと重大に受けとめて、ちゃんと議会を開いて審議をしてから執行するというのは当たり前原則で、特例を簡単に使うというのは、僕は問題じゃないかと思うんですね。

これは事前の説明の中にもありましたけども、じゃ委員会というのが常設してずっとあるわけですから、執行する前に委員会に諮るというのは、それは僕は変則的とは思いますが、やっぱりそれでもなおそういう手続をちゃんと議会に対してしないと、私は安易に専決をしとるという批判は免れないと思いますよ。そういう点でどうなんですか、これ。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私どもといたしましては、時期的に第1回定例会に議決していただくという必要性から、第1回定例会に議案として提案さしていただいたと。それが審議未了となったということによりまして、いわゆる定例会まで時期的になかなか臨時会も開くいとまもございませんし、また裁判ということで我々といたしましても早急な対応が迫られてございました。そういう中で専決といたしたものでございますので、よろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） それは答弁になってないで

すよ。市長は議会の招集権があるわけですね。議会はそのためにあるんでしょう。そしたら、審議未了になったということは、議会の審議をしてないわけですから、市長がちゃんと議会を招集して、その後は議会に投げられたボールですから、議会が考えることですよ。

市長の招集権も、別に臨時議会も何も開いてないわけでしょう。こういう問題は開くべきじゃないですか。市長、このことについて専決を——私はこの問題だけじゃなしに、ずっと私も議員になってから、こんな専決せんでも議会開けるのになと思うことが多々あったように記憶してるんですが、議会は常に審議するものとして用意されるわけですから、市長はちゃんと議会を招集して、そして専決をせずに、審議をした上で議会の意思を受けて執行するべきじゃないですか。

市長、このことについて今後の問題もありますけども、こういう専決のあり方についてどういう姿勢でこれから臨むのか、この問題についてはどうということであったのか、市長が招集権を持つわけですから、市長からきちっと、議会の審議権も保証した中での答弁をいただきたいと思いません。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

〔小山広明君「市長にと言うとるやないか。招集権は市長にしかないでしょう。あなた今答弁したやないか」と呼ぶ〕

総務部長（細野圭一君） 先ほどの補足的になるかと思うんですけども、自治法の179条でございますけども、ここで長の専決ということに記載してるわけございまして、議会が成立しないとき、議会を開くことができないとき、長において議会を招集するいとまがないと認めるとき、あわせまして議会が議決すべき事件を議決しないときという項がございます。その項に合わせまして、私どもといたしましては専決をさしていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

〔小山広明君「補足、市長どうなんですか」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この案件は、訴訟の提起が

1月の14日にされまして、当然我々もできるだけ早くこれに対応するために準備をしなければいけなかったわけでありましたが、たまたま3月議会も近いということもございまして、3月議会で上程を予定さしていただいていたわけございまして、議員ご承知のように非常に混乱しまして、その混乱の原因というのは十分御承知やというふうに思いますが、そういう過程の中で流れたと、こういうことございまして、私としては非常に残念に思っております。

本来は議決をしていただくというのが当然のスタイルだというふうに思っております。訴訟日程等も組み込まれてきておるという中で、早急に我々としても準備をしなければいけないということで、専決処分をさしていただいたわけございまして。

基本的なことのご質問もございましたけども、当然議案でございますから、議会にお諮りをして議決をいただくというのが本来のあり方だというふうには思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君。まとめてください。2番（小山広明君） この問題は、私は大変残念だと思うんですね。やっぱり同じ案件絡みで、2回もこの住宅問題では市長が出した議案が否決されておるという問題をはらんでおるわけですから、当然こういう問題については、議会に議論が大いにあるということは予想されておるわけですので、そういうものを専決をして執行してしまうというのは、私は大変問題だと思うんですね。

この問題は、長い間行政みずからが市営住宅の払い下げをすることを明言をして、市長がかわたらまた180度変わる方針を出して、しかもそれも十分とか、全く住民に説明ないまま行政執行しとるわけですから、当然こういう問題は、我々市民からのいろんな声を代弁する場としては、大いに議論のあるところなんですね。

そういう点で、早期解決を求められる案件でもありますし、こういう裁判に突入していくことが果たして本当に市民の負託にこたえた議会としての機能が果たせるのかということで、議員一人一人は大変悩んでおる問題ですから、こういう問題は十分議論した上で予算を執行してもらいたいと、

私はそう思います。

それから、その中身に入るんですが、この85万5千400円という金額は着手金という形で説明があったんですが、裁判の経過として、これ最終的にずっと裁判が続くとすれば、どれぐらいの費用がこの裁判のためにかかるのかという、そういうのは行政は当然計算をされと思うんですが、どれぐらい金額が——これ着手金ですから、今後どういう形でお金が必要になってくるのか、この辺の御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野部長。

総務部長（細野圭一君） この裁判で敗訴した場合には、この着手金にてあととはなしと。そして、勝訴した場合には成功報酬として同額。そして和解の場合、そのときにはいわゆる市側の利益と申しますか、その分に応じて割合が弁護士に支払われるということになってございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——成田君。

〔小山広明君「ちょっと待ってくださいよ。議長、おかしいですよ。こんな切り方今までないでしょう、議長。ちょっとおかしいぞ。議長、何ですか、これは。こんな切り方今までないですよ、議長。どういう権限で切っとるんですか」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 会議規則では質問の回数が決定されております。再度注意をいたしております。

〔小山広明君「だけど、中身を見てくださいよ。何も進められてないじゃないですか、話が。そんなんおかしいですよ」と呼ぶ〕

〔林 治君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） 議長ね、やっぱり議案によっては十分な議論ができるように、議長としては保証していただきたいと思います。それだけです。

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。ただいま申し上げましたように、会議規則の規定もでございます。皆様も発言のそれだけのものを用意しておられますから、小山さんの時間の中で長時間に及ぶということについてはご検討いただかな

いと、私の方ではそれを指名するわけにはまいりませんので、その点配慮の上、発言願いたいと思います。——小山君。

2番（小山広明君） いつもね、議長、そういう形で整理されていらっしゃると思いますよ。いきなり質問中にすぐ切るということは、今までかつてなかったですよ、そんなもん。何でそういうことをそんな強権的にやられるんですか。そういうことでちゃんと議長、もっと民主的な運営をやってもらいたい。この問題がどれだけ重大かというのは、議長よく知っていらっしゃるじゃないですか。今までの泉南市の議論の歩みを見ても、こんなことなかったわけですから、議長、大変残念ですよ。また、そういうことがあればちゃんと私まとめてやりますからね。

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げますが、議会運営の論議につきましては別の場でもございますので、そのときにおいて十分な論議をいただきたいと思います。本会議中でございますので、会議規則に従うところの理解をもって対応していただかなければ議会運営が困りますので、その点の配慮をお願い申し上げます。

2番（小山広明君） これは委員会に付託されておるわけでも何でもなし、本会議で即決して審議しとるわけですから、ほかの場で言うことができるでしょうと言ったって、これは結論出るのでからね。それは議長のそういう見解というのは、僕は問題だということを抗議をしときます。

この問題、中身に入るまでに切られて本当に残念なんですが、これから中身にきちっと入って、これは手続の問題で今私は質問したわけですから、中身の問題で、この応訴をするに当たって、市の方の言い分でございますが、これまでの議論では、住民の要望にこたえられないという理由として上げたのは、建設省の許可がないということだったと思うんですね。

これまでの市の流れからいえば、市としてはこの問題は財政問題に発端があるんですが、財政問題から市の方から働きかけられて、この13団地についての払い下げを決定し、建設省とも交渉されてきたと思うんですね。その前には恐らく事前の打ち合わせがあったと思うんですが、この団地

を含む13団地については払い下げを行うということを行政決定をし、議会でもその承認をして予算が執行されてきたわけですね。この流れは事実ですから、否定はできないと思うんですね。

その後、3団地が、議事録の中では、建設省の許可がないので払い下げができないという発言があります。しかし、その後の議事録の中でも、この3団地については必ず払い下げを行うと、そして住民との話し合いの中でも、二重地番とか旧名義の整理ができれば必ず払い下げを行うから待ってほしいということを行政の組織としてちゃんと約束してきた問題なんですね。

そういう経過の中から、維持管理も自分できるように、またその間は家賃の値上げは保留するというような経過を踏まえた問題ですから、行政に全く落ち度がないという問題ではないわけですから、住民の移転登記をしろということが、一昨日来の議論の中でも、当初10年したら払い下げをしようと言ったその約束が正当かどうかということに裁判は争われておりますけど、そういう経過を踏まえるならば、この問題は相当市に責任があるわけですから、単なる神学論争ではなしに、やっぱり現実的に早く解決するということをしなないと、きのうの学校の問題で20年たったからぼろぼろだという話がありますが、市営住宅も40年以上たつてくるわけですね。しかも木造なんですよ。家主としても大変危険なところに市民を住まわしとるわけですから、そういう点では、これはそういうどっちに言い分があるとか、法律的にどうかという問題だけではなしに、早く解決をしなないと、もし何かあった場合に、議会もやはり行政をチェックする責任を持つとるわけですから、大きな政治的責任、組織としての責任に発展せざるを得ないわけですね。

このごろ大変大きな風も吹いておりますし、雨も降っておりますから、そういう点でこの問題は、裁判所に任せておけばいいという問題ではない問題を私は持つとると思うんですね。そういう点では、この裁判をされたことについて、市はあくまでも闘うということになりますと、最高裁まであるわけですから、これからどれだけ時間がかかるかわからない。

そういう問題を果たしてこの住宅の現状が待てるのかということからすれば、議会としてはこの855万4,000円の応訴費用については認めるかどうかというのは、大変慎重にならざるを得ないと思うんですね。

そういう点で、市長、こういう問題、そういう現状、今の危険な状態、はるかに耐用年数を過ぎてしまったところに今なお家賃を取って住んでいただいとる、そういう状態についてどういう責任を政治家市長としてとろうとしておるのか。

家賃問題も、これは否決されておりますから、そういう強制的な法的な手段は今とれないようになってるわけですが、そういうものも全部含めて円満解決を市長はどういうふうにか考えるか。あくまでも裁判で最後まで闘うという姿勢を、そういう客観的状況も踏まえていまだにお持ちなのかどうか確認をしておきたい、このように思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私になりまして、入居者の皆さんとお話し合いをしたときに、あれは何年でしたか、年内に結論を出してくれということで、それは建てかえでも、それから払い下げでもどちらでもいいと。とにかく結論を出してくれと、こういうことであつたわけです。ですから、私も悩んだ末、建てかえという決断をしまして、入居者の皆さんにお話をしたという経過がございます。そのときは代表者でしたから、すべての入居者を集めるからそこで説明してくれということで、翌年の1月に水道庁舎で皆さんに説明をいたしました。

そういう一定の経過を踏んでおりますから、私としては入居者の皆さんと、少なくとも私の時代になってお話し合いをしたことについて1つもたがえたことはございません。結果はどう評価されるかは別にいたしまして、そういう経過を踏んでおります。

なおかつ、その後いろんな問題提起もありましたので、何とか隘路を探す道はないかということではいろんな方法も検討し、また提案もさしていただきましたが、残念ながら訴訟ということにされたわけですね。ですから、我々としては訴訟され

ているわけでありますから、当然市民の財産を守るという立場でそれに対抗していくということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

〔小山広明君「議長、最後にします」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長、これ常識的には、私今経過をずっと言いましたけど、市長の一番大きなネックは、建てかえをするという結論を出したと。これは事実ですよ。しかし、じゃ払い下げしないということですね。そのことに当然伴ってくるのは、補償の問題ですよ。明確に約束したわけですから。その補償は一切考えませんという、そういう手法が果たして通用するのかということが問題なんですよ。

じゃ、建てかえすると言ったのがもう3年以上たってますね、市長が結論を出されてから。じゃ、建てかえするめどがついたんですか。住民が恐らく建てかえをするというめどがつけば裁判にいきませんよ、そら。今の結論は、建てかえもしない、すると言ったけどもできない。払い下げはもちろんしないとるんですから、全く今の現状をそのまま放置すると。

重大なのは市長が言うように、建てかえしますけども合意なしにはやりませんと、入居者の合意がなければやりませんと言っとるんでしょ。何もしないということであるととるのは常識じゃないですか。そのときに住民にどういう選択がありますか。何もしなくて、このまま放置されるんだったら、第三者である裁判の場で結論を出してもらわざるを得ないと考えるのは、当然の成り行きじゃないですか。何も好きこのんで住民が、あなた方も八百何十万金がかかるわけでしょう。住民もそれ以上のものがかかり、住民が訴えとなれば全部資料をそろえないかんですよ、住民が証拠を。

保存登記1つあるわけでない。土地の確定の分筆登記があるわけでない。市の、全く市営住宅として管理されてないんですよ、第三者に対抗できるような資料としては、保存登記1つしてないでしょう。別にせんでいいという法律はないですよ。しなければならぬという法律はないかもわかりませんが、少なくとも市の財産を管理しとる限り

においては、どこまでの土地が何坪あって、それに対して家賃はこうだという最低限の確定は、本来は公的にしとかなないけないのに、あの3団地については、各家のきちとした面積確定の図面もない。この問題が起こってから旧名義で、泉南市が行政として買ったのにまだ人の名義であったというような問題もあるわけでしょう。

公的な、市民の財産を守るといいながら、管理そのものが全くされてない。しかも、1,500円やそこらの家賃で長年放置してきたことも、市民に対して申しわけが立つんですか。それは、背景に払い下げ問題があるから家賃を上げなかったんじゃないですか。そして、その家賃だけ上げなかったら別やけど、ほかの家賃も全部上げてないでしょう、この問題は。

あなた方が市民の財産を守ると言いながら、そういう管理体制というのが全くとれない問題の1つとして、こういう市営住宅の問題が長期化した問題があるんじゃないですか。本当に真剣に市民のために財産を守り、市民の権利を守っていくという姿勢があるなら、今日までこの問題を放置してないですよ。

しかも、そういう経過があるのに、建てかえ計画を立てるときに、その経過を知らなかったというようなことを本会議で言うような、そんな答弁ありますか。この問題はいずれにしてもあなた方が100%勝つということはあり得ないですよ。そういうことであるならば、あなたの任期中にこの問題が解決する手法をちゃんと出すべきですよ。建てかえでもいいですよ、ある意味で。しかし、そこには当然常識的な対応が伴ってくるわけですからね。それをあなたは、いやそれはやらないんだと。そして、合意を得なかったらしないんだと。何をするんですか、一体このあなたの結論は。だから、今日に至ってもめどが立ってないんでしょ。

あなたと市民というのは雲泥の差ですよ、権力的に、権限的にも。平等に並べてお互いが歩み寄りましょうというような話と違いますよ、あんだ。この議論の中にもありました。力ある者がちゃんとした明確な道筋を出さなかったら、どんな問題の解決もないですよ。力のない者に解決能力はな

いわけですから。

この問題は重大な問題だけに、専決してほしくなかった。十分議会の議論も踏まえてやってほしかった。ひょっとしたら、あなた方に裁判所で移転登記しなさいと言ったら、ほっとするというようなものがあるんじゃないですか、逆に言うなら。勝つ自信もないはずですよ、こんな問題。だから、そういう点で第三者に任せないとどうにもならん問題じゃないですよ、この問題は。

あなた方がみずから言ってきた問題のけりじゃないですか。それを裁判所にけつを振って、裁判所の判断を待つんだと。そんなことで市民が信頼してあなた方の行政を見ますか。あなた方に全権——あなたは主権者である市民に選ばれた市長じゃないですか。何でもこのまちで起こったことは、あなたが解決する能力を与えられとるんですからね。

そういう点で、この問題については、やはりそういう市長の政治判断、リーダーシップが絶対求められる。裁判にゆだねるべきじゃない。何ば訴えられたにしても、あなた方が訴えを下げてもらったような方法を提起することは十分あり得るわけですから、最後まで闘うというのは、一体どういう状態が想像されるか、あなた想像してください、きょう帰ったら。最後まで闘うと言ってますから。そういうことを申し上げまして、私の意見にしておきます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） この問題につきましては、長年の経過を経て、最後は市民から市長が訴えられると、それで市が受けて立つという経過になったんですけど、1つ問題点は、先ほどの質問にあったんですけど、議決を経ず専決処分でしたという、これは甚だ議会を無視した対応ではないかと。このことについてひとつ市長再度、これは議会を無視してないと、私が正しいからやったんだという考えなのか。

それから、2つ目は、この財政事情が非常に厳しい中で、よいことなら別なんですけど、市民を相手にして800万円以上の訴訟費を使って市民を訴えたと、市民の問題にするという、行政の最高の責任者として、今日の時点で何らかの方法が

あったのではないかと思うんですけど、しかし市長は隘路はないと。結局、払い下げはしないということなんですけど、もともと全く相談、和解のそういう気持ちが——隘路がないと言ってますからそういうことなんですけど、その点についてどのように考えられとるのか。

3つ目は、訴状の中身についてであります。この訴状について、市長はすべて認めないということなのか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、4つ目は、先ほどの質問者が言われたんですけど、40年経過し、今後裁判闘争となると、これは勝っても負けても最高裁まで行くと何年になるかわからないんですけど、そういう市民の、高齢者になって生活もあるし、それから精神的負担、財政的負担、市の方は公費で市民のとうい税金を使って訴訟費を使うんですから、これはつぶれるわけがないんですけど、市民の場合は、とうい自分の生活費から賄ってこういう裁判を今後するんですけど、そういう点で私も市民の立場に立ったら、こういうことを何年も何年も争っていく裁判で、果たしてこれが正しいのかどうか。市民の立場に立って、市のメンツだけで隘路はないという強硬な態度、何十年も争う気があるのか。

これは私は市民の立場から見たら、こんなことはすべきではないと思うんですけど、その点についてはどう思うか。それから、市が負けたとき、これはどうなさるのか、それもお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、専決処分でございますが、先ほどの質問者にもお答えしましたように、3月議会最終日ですね。我々はこれを議決いただきたいということをお願いをしておったわけでございますが、残念ながら議会が混乱をして、結果として流会という形になったわけでございます。非常に残念に思っております。やむを得ず専決をしたということでございます。

それから、2点目の隘路はないと言っておりません。隘路を探しているような提案をいたしております。例えば定期借地権つき分譲住宅というよう

なことも提案をいたしたところでございますが、残念ながら俎上に上げていただけなかったということでございます。我々としては、いろんな提案もさしていただいたところでございます。

あとの中身の方は、原課の方でお答えを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 今、市長は大きな問題を言いましたんですけど、前議会において議会が混乱したということは、議長の責任ということになりますからな。これは陳謝を要求します。何をもって議会が混乱したんですか、あの日。議会が混乱したのは、議会の責任ですか。陳謝を要求します。この言葉は撤回してくださいよ。議長、あなたのことを言うてるんですよ、混乱したということ。そうですか。市長、陳謝を求めますよ、こんな。

議長（藪野 勤君） 成田君に申し上げます。議会の混乱というその言葉の表現でございますけれども、混乱の内容にもいろいろあります。その中で、私の当時の審議の経過から申し上げますと、決して正常な中で運営は行われなかったという1つの問題を持ってありますし、そのことについて、今議長に問うというあれですから、その混乱の処理の仕方ということで申し上げとるわけです。その点で、今市長からのその混乱の状況ですね。それにつきましては一応お考えを表明していただいて、あと私の方で思慮していきたいと、このように思います。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時44分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事に関し、市長より発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。市長（向井通彦君） 貴重な時間を費やしまして申しわけございません。先ほどの成田議員の質問中におきまして、私の発言で議会運営にかかわる発言をいたしましたけれども、これは行政と議会という立場がございまして、私としては不適切であったというふうに考えておりますので、この処

理につきまして議長さんによりしくお願いを申し上げたいというふうに存じます。

議長（藪野 勤君） ただいまの市長の発言に基づきましての削除をいたしたいと思っておりますので、御了承くださるようお願い申し上げます。

1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時 2分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

成田議員の質疑を続行いたします。成田君。

14番（成田政彦君） 先ほど6つほど質問したんですけど、ちょっと切れとったんですけどね、再度答弁をお願いします。市長の答弁以外の答弁。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 漏れるかわかりませんが、お答えを私の方からさせていただきたいと思っております。

まず、28年、30年の建設でございますので、公営住宅としての相当老朽化した住宅であるということは、もう間違いないところでございます。しかしながら、泉南市といたしましても、過去屋根の修理とか大規模な修理をしたこともございます。今後とも、古い住宅ではございますが、最低の維持管理はやっていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続いて維持管理に努めたいというふうに思っております。

それから、訴訟についての負けた場合どうするのかということでございますが、今裁判が始まったばかりでございますので、今その時点での考えは持っておりません。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 事業部長は、本会議の質問では正義が勝つという言い方をされていましたが、正義がどちらかということをはっきり言わなかったもんで、市が正義なのか、いわゆる住民の方が正義なのか、それは言わなくて正義と言われたから、そういう言葉を使っている以上、やっぱり勝ち負けがあると思うんです、私は。そういうときの対応をどうするんかと。

それから、一番大きいのは、やっぱり40年経過し、高齢者なり今後の生活の問題があるという

ことで、今後訴訟を高裁、最高裁、そういう段階で20年もそういうことをやっていくのかという問題を配慮したら、やっぱり地方自治体が地域住民の福祉向上の立場にあるということで、住民の立場のサイドからいったら、これ以上精神的な——市というのは公費で訴訟するんですから、これは永遠にいきますわな。しかし、住民というのはそうはいかないと。生活はかかっておるし、結局負担を住民に与えていくんじゃないかと私は思うんです。

そういう点を十分に配慮しないと、この訴訟というのはまた別な側面が私はあると思うんです。そういう点で市として、この訴状については私は住民のサイドから見たら正しくはないと。やっぱり話し合いで解決すべきやと私は思うんですけど、その点はどうですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、裁判が始まったばかりでございますので、今の時点での想定ではできませんが、地裁の判決、これが1つの節目になるのではないかなと思っております。そのとき、勝つにしても負けるにしても、それぞれ泉南市、また入居者の方々も判断をする時期ではないかなというふうに思っておりますので、当分地裁の判決が出るまでは現状の裁判に全力を注いでいくということでございますが、その節目の時点では当然考えるべきではないかなというふうに思っております。

〔成田政彦君「市長はどうですか」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 裁判はお互いに三審制があるわけでございますから、それを否定するようなことは言うわけにはまいりません。今、一審の始まったばかりということでございますから、これからそれぞれ双方がそれぞれの主張をして判断を仰ぐと、こういう形でございますから、今の時点では、さっき部長が答弁しましたように、我々は訴えられているわけでございますから、それに対する対応について全力で取り組むと、こういうことでございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） 2～3点お伺いをいたしたいと思います。

1つは、この専決処分の内容については明確になっておるんですが、その中で訴訟費用の中での着手金——前任者の質問にご答弁いただいたんですが、この着手金の決定というのか、積算基準はどうなってるのかですね。例えば裁判の状況によって、あるいは物件の請求要件によって、その額が決まるということなのか、何でもかんでもここに書いているような、裁判ということになれば着手金は一定の法的な要件を満たした金額なのか、八百何十万と書いてるんですけども、この内訳が855万4,000円と書いてますね。これはどういう積算基準になって弁護士に支払うのか、お答えをいただきたい。これが1点です。

もう1点は、問題は裁判なり訴訟なりという問題の段階で議会に提案をなされてるわけでありませぬ。しかも、専決した問題であります、中にはわかってる方もあると思うんですが、原告、被告はわかってると思うんですが、その裁判所に出した訴訟の内容、中身というものが全然議会で提出されていない。これはお互いに間接的に聞いているだけであって、本来でありますと、もう専決処分をして、弁護士に着手金までお支払いをしたと、こういうことになってるわけですから、どういふことか状況になってるのかですね。訴訟状況の中身というものは、全然議会で提案されていない。これはどういうことかですね。

しかも、5月の24日ごろに被告の何というんですか、答弁書というものも恐らく出てると思うんですが、こころあたりの経過説明も全然ない。これ、我々についてはちょっと理解しがたいと思うんですけどもね。これはどうなんですか。出せばいろいろ差し支えがあって、あるいは法律上問題があるということならその説明をしてもらわないと、私たちにはわからん。原告、被告の間の一定のことはわかるでしょうけども、議会で専決処分を承認してくれという場合は、そういうことも踏み込んで議会で説明する必要があるんじゃないか、資料として提出する必要があるんじゃないかと思いますが、これは出したら機密文書であるし、機密漏洩ということになるのか、秘密漏洩という

ことになるのかわかりませんが、そこらあたりの関係についてまずご答弁をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 1点目の裁判費用の積算根拠でございますが、これにつきましては、所有権に係るものとしましては、泉南市の訴訟事件等の報酬に関する規定第5条第2項の規定によりまして対象たるものの時価とするという規定がございます。

そういうことでございますので、各3住宅の近傍地の地価評価額、これを根拠にいたしまして、それぞれの平均値に各住宅面積を掛けた総計が6億何がしかということになってございます。それをもとに着手金の50万円以下の分については各それぞれの係数がございまして、それをそれぞれ掛け合わせたもののトータルが800何がしということになっているわけでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 訴訟の内容でございますが、平成11年の1月14日に64名の方々が所有権移転登記請求事件として、大阪の地方裁判所堺支部に訴状が提出されております。泉南市の方には2月の26日に送達されてまいりましたので、私ども点検をいたしました。

それに基づきまして、平成11年の5月24日に裁判所に対しての答弁書を提出しておるところでございます。これらは既に裁判所に提出されており、また訴えの内容については、泉南市の方に送達されてきておりますので、御提示申し上げても何ら裁判に影響はないということでございますので、資料要求としてございませば提出をさせていただきますというふうに思っております。

なお、当初の訴状から追加訂正等3件出ておりますので、これについての答弁はまだ行ってない部分もございますので、それについてはちょっと出しかねるところでございます。内容については、建物も追加するというのが主な内容でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） だから、問題はせっかく専決処分をしたということで議案提案をなさってるわけですから、専門的には、行政は行政として

の専門的な立場にある人は、今言った弁護士に払った着手金にしても積算方法というのはわかってるんです。私は少なくとも全然わからん。今言われた物件、何が対象で6億の何ぼかかんとかおっしゃったんですけども、これは一応書類出しなさいや、この弁護士に払った。どういう基礎になってるのか。当然でしょう、ある意味では。これが1点ですよ。

もう1つは、今山内部長がおっしゃった訴訟を起こされた訴状内容、これ我々全然見てないわけですから、審議するにしてもどういうことなのかというちゃんと理解をした上で、賛成にしる反対にしるやっぱり意見を言ったり議論をするのが当然じゃないですか。一般議案と違いまっせ、こんなものは。

日本の法律の中で泉南市は訴えられて、このことに対して対応してるわけですから、もっと市民に、あるいは議会に対してどういうことなのかという真実を、議論をお互いにしなきゃだめなんですよ。今言った議会に提案すべき初歩的な資料の提出さえなしてないということですよ、これ。議案書の中に八百何十万と書いてるだけのことでんがな。しかも、聞かれて初めてこういう積算になってますということでしょう。そして、今言った事実関係、経過にしても、5月何日に答弁書を出したということについても、どういう答弁書になってるのかわからんわけや、我々は。

議長、一回これどんなんでっか。そのまま行っても行けんことはないですけども、やっぱりお互い真摯に審議をするということなら、一定の資料を僕は出していただきたい。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後2時37分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島原議員の質疑を継続し、理事者の答弁を願います。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 大変貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございません。それでは、配付させていただきました資料の御説明をさせていただきますと思います。

まず、受付判2月26日と押しております資料でございますが、これは1月14日に堺支部に提出された訴状の副本でございます。

続きまして、5月18日付の資料でございますが、これは5月18日に訴状の訂正書が出されました。その副本でございます。内容的には、原告の4名の方たちの物件目録、また物件の面積の表示、これの訂正でございます。

続きまして、5月27日受け付けの訴変更申立書でございますが、これは5月24日に裁判所に対して請求を追加されたということでございますので、その申立書の副本でございます。内容につきましては、建築物の請求追加ということでございます。

続きまして、最後の平成11年ワの45号という答弁書でございますが、これは5月24日に泉南市が裁判所に対して提出いたしました答弁書でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、B5判の2枚物でお手元にお配りしてと思いますが、住宅評価額計算書についてご説明させていただきます。

この対象となります氏の松、高岸、砂原の各住宅地の近傍地、氏の松と高岸につきましては4地区、砂原につきましては3地区、11年度の評価額を記載してございます。そして、それぞれの単価を右端に書いてございまして、それぞれの4地区ないしは3地区の平均値を記載してございます。氏の松につきましては平均値が6万4,516円、高岸につきましては平均が5万5,000何がし、砂原が9万7,000何がしでございまして、その3地区の住宅の評価額につきまして単価と住宅面積をそれぞれ掛け算して、そのトータルが6億4,545万6,691円となります。

2枚目でございます。それに基づきまして、条例の報酬に関する規定に積算基準がございます。50万円以下につきましては、それぞれの額の係数がございます。それに基づきまして掛けたもののトータルが814万6,566円となりまして、それに1.05を掛けまして855万3,894円と

なっているわけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 今資料をいただいたばかりで、ちょっとわかりにくい部分もございしますが、まず山内部長がご答弁いただいたこの変更申立書の5月の27日分ですが、番号1と書いてあるところの各原告請求物件表というのがありますな。これは、それぞれ当初からの入居者があるんですけども、現実の問題として、この名簿に載っている方々がそれぞれの権利なり居住権というものを有していると思うんですが、これはいろいろ過去の議会の中でも議論のあったところですけども、きちっとこういう人たちが今入ってるのかどうかですね。

例えば、名義を勝手にというか自由にお互いやりとりしてるということもいろいろわさとしては出てるんですが、これは市の方としてはきちっと確認してるわけですか。これが1点です。

それと、総務部長がおっしゃった2ページ目の中にワープロ以外にペン字が何かで「近傍地より類推」と書いてるんですが、この意味はこの2ページ目に書いてる着手金算定方式の3行目に氏の松、高岸、砂原と、これを合計しまして6億4,545万6,691円とあるんですが、今申し上げましたこの「近傍地より類推」というのは、これはどういうことなのか、もうちょっと詳しくご答弁いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 原告の方の居住云々の件でございますが、答弁書の5ページに書いてあるとおりでございまして、認否の部分でございまして、「昭和29年から同33年当時の入居者が死亡等により、現在の居住者と異なっている場合があることは認めるが、その余は否認する。」ということでございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 弁護士報酬と申しますか着手金につきましては、裁判自体が相手側から損害賠償幾らというように具体的に示される場合には、その額に基づきまして2ページ目の着手金のそれぞれの額についての係数を掛ければいいわ

けでございますが、今回の場合には、対象物件と申しますか、経済的利益の価格の算定基準、相手側から具体的に損害賠償というような額では示されてございません。その場合には、対象たるものの時価とするということになってございまして、その時価を積算するために、今回対象物件でございます各3住宅の近傍の現在の評価額を参考にしたというのが第1ページ目でございます、それぞれについての平均値をもとにいたしまして、今回算出さしていただいたという中身になっているわけでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうこれで終わりますけれども、ちょっとまた時間をかけて見たいと思うんですが、山内部長、要はこの変更の訴状内容、申立書で大体わかるんですが、問題は、もちろん裁判ですから、訴えられた方と訴えた方との争いになると思うんですね。ただ、全体で64名の——僕の聞きたいのはこの訴状の中にある64名ですね。これ、ちょっとこれ理解しにくいところもあるんですが、間違いなくこれは当初からの入居者ということの理解でよろしいのかどうか、これが1点です。

もう1つは、この着手金の試算の問題でございますが、この近傍地よりの類推という意味は、この3団地全体を意味していると私は思うんですが、3団地以外のこの付近の土地の価格、現在の路線単価もあると思うんですが、ある意味ではこの3団地以外のところの近傍地の評価ということではないかなというふうに私は思うんですが、そういう解釈でいいのかどうかですね。もう一度恐縮ですけれども、改めてご答弁をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 原告64名の方々の請求権あるなしの問題でございますけれども、先ほど申しましたように、全体的には否認ということでございますが、部分的に認めた部分がございます。また、64名について裁判の中で個々のいわゆる権利主張について、行政側の主張もしていくということでございます。独自の調査もいたしておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 説明不足で申しわけございません。ここで表現してございます近傍地というのは、1ページに表記してございますが、氏の松、高岸、砂原のそれぞれの3団地の近くの近傍地という意味でございます。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ごく簡単に1点だけお聞かせを願います。

私、産建の委員会に籍を置いておりまして、少し早くこの資料をいただいておりましたので、ちょっと中身をめぐって見たわけですが、これは司法の場で争われている問題ですから、ただ行政の判断については、これはやはり我々がここで確としておかなければなりませんので、その点だけをお聞かせをいただきたいと思うんです。

払い下げ問題については、ここにありますように地方自治体が、市町村が行う場合には、単に市町村がいわゆる承諾書を建設大臣に上げるのではなくて、府の知事に副申書といいますか申請書を添えていただいて同時に出すと。それについては、実態調査やいわゆる指導を経て副申書をつけていただいて出すんだと、こういうふう建設省の住宅局長通達が26年から33年、36年、その間もありますけれど、大体その3つを取り上げられて引用されてやっておられるわけですね。

そのことで行政が、これは払い下げ不可能なんだと、こういう判断を大阪府から受けている、それで取り下げをやったんだというようなこともずっと書いてるわけですね。そういう局長通達を引用しながら、最終的にはそういうふうにしたと。だから、最初に売買予約があったにしても、これは建設省の承諾を得なければそういう売買予約は無効なんだと、こういうふうにも言っているわけですね。

そういうことになりますと、建設大臣の承諾というのは極めて大事だし、それにかかわって大阪府の知事の実態調査、指導、こういうことが極めて大事になってくると、こういうことになってくるわけですが、実態調査の結果、その根拠になるような書類があると、あるいは指導文書があるんだと、そういうふう書いてありますが、それは

行政としてあるというふうに判断されているのかがどうか。あるとすれば、それはどういう文書なのか、知り得る範囲でお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 答弁書の中に明記をしておることですので、当然あるということでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） それが証拠能力があるかどうかについては、これは司法の場でやられることです。行政がいやしくもあるということであれば——証拠能力があるかどうかというのは、私はもうそんなことまでは聞こうと思いません、それは司法の場にゆだねたらいいわけですから。あるということであれば、どういう書類なのか。それだけは明確にしてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 資料は文書だけではございませんので、この場ではどういうものがあるということは、裁判にも影響いたしますので、申し上げられません。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 司法は司法、行政は行政、三権分立の立場で、行政で今そのことが問題になってるわけです。850万何がしかの予算を計上しているわけですから、この裁判を行うことが正当かどうか、この判断は行政の場で明らかにしなければならぬわけですから、我々は議員ですから、これだけの執行が正当なものなんだということの判断の1つの材料として、それがどういう書類なのかということぐらいは明らかにしてもらわないと、何のための行政ですか。何のための審議ですか。審議権を我々は持っているんですか、付与されてるんですか。その辺をはっきりしてくださいよ。証拠能力のあるなしを私はここで論議しようと思いませんよ、そんなものは。それは司法の場にゆだねたらええんですよ。何を言うてるんですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほどお答えしたとおりです。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやいや、だからその根拠を明らかにしてくださいよ。司法の場でやることと、行政とのかかわり合いで出せるでしょう、むしろ出すべきでしょう、こういうことを私は言ってるんですよ。市民の血税を使ってるんですよ。その唯一の答弁書の根拠に——唯一ではないけれども、これを1つの有力な根拠にしておられるわけです。その判断はまた別にしましょうよ。ただ、あるというのであれば、どういう書類なのか。証拠としての価値があるかどうかは、私問うてないんですから。何回も同じことを言わさんと、根拠を示して答えなさいよ。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、資料は文書だけではございません。だから申し上げられません。

議長（藪野 勤君） 和気君。和気君、ひとつその辺はおまとめいただいて、今の答弁以外に、再度質疑しておられますけども、その辺ひとつよろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

13番（和気 豊君） 33年の通達によれば、位置が将来の都市計画に支障がないこと、建てかえが敷地の規模、地形などの関係で著しく困難であることなどの条件が付されている。この条件がある場合には払い下げは難しいですよと、こうなっているというふうに書かれているんですね。そして、譲渡承諾基準についての十分な検討を要求し、市町村は副申者である知事を通じて、譲渡処分の適否について建設省との間で協議の上、内意を得た上で手続に臨むことが求められているということで、36年の住宅局長通達をお出しになっているわけですね。

だから、これからも明らかなように、いわゆる副申者である大阪府知事と協議を行い、この実態調査を受け、かつ指導、これを受けて、もしくは府を通じての建設省との事前協議をやった上でだめになったんだというふうに言うてるわけですから、こういう経過、このことについてはここに書かれてるわけですから、ちょっと再確認したいんですが、これは市長にお願いしたいんですが、市長は最高責任者としてこれは目を通しておられる

と思いますが、稟議をとった上で市長決裁しておられると思いますが、この辺の事実関係ですね。再度お伺いいたします。

文書はちゃんとあるんですね。出してください。文書なり事実関係は明確なんですね。文書については——言うた、言わんのことは結構です。それが証拠であればね。文書があるのであれば、それは明らかにしてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 文書があるとか、そういうような答弁はいたしておらないところまでございまして、払い下げができない旨の結論を府より得たためということでございますので、結論を得るにはいろんな資料があると思います。それをこれからの訴訟の中で裁判所に提出をしていくということでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやいや、今も資料があると。資料は文書でしょう、イコール。証人と言うてないんやから、資料ですから、これは明確に文書でしょう。文書はあるということですね。あるのであれば、それを出してください。市長、どうなんですか。出せないんですか。市長の見解。担当部長は出せないと言うてるんですけど、市長もそれを追認されるのかどうか。これだけの予算を計上している案件で、行政の場で我々議員が判断をする、最高の審議機関である議会の中で我々が判断する、それに足る資料が出ない。これは議員の審議権を冒涇するものじゃないですか。どうなんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私たちは今回、市の考え方を裁判所に申し上げたところでございます。これ以後、個々のそういう根拠なり証拠なりというのは披瀝をしていくという段階でございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 出せないという見解、私は極めて浅薄だというふうに思うんですが、理由になってない。我々議員が最高の議決機関である議会で判断をする、行政がそれに協力できない。そして、片方では市民の血税を使った予算を計上

してきている。こんなむちゃくちゃな話、実際問題としてありませんよ。一体だれのために行政をやってるんですか。本当にその裁判が市民の貴重な財産を守る、従来の約束を履行していく上で大事なことなのかどうか、そういう判断は我々議員にさしてください。当然のことやないですか。それができない、全く根拠も何も示さずにできないと、こういうことについては、私は非常に残念です。

ただ、これだけのことを言っておられるわけですから、ちゃんとそれに足る文書、これはこだわりません。資料というふうに山内さんは言われたので、担当部長が言われたので、資料はあるんですね。そのことだけ市長答えてください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろんな根拠はあります。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 専決処分された855万3,894円、この算出根拠につきましては、先ほど先輩議員の質疑の中ではっきりしたわけなんですけれども、この裁判で5月24日、大阪地方裁判所堺支部に訴変更の申し立てが行われております。

これは今説明あったとおりなんですけど、この内容は、今までであれば宅地の所有権移転を求めたものであったのでありますけれども、今度はその上に居宅が加わったというふうなことになりますね。この場合、もちろん弁護士さんにもお世話になるというふうなことから、着手金あるいは弁護士報酬というのは当然追加されてくるなというふうに感じるんですけれども、こちら辺はいかがなものですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 当初の着手金という意味でございまして、その後の経過ということの中で弁護士にも理解していただいたということで、追加というのは今のところないものと思っております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） そうしますと、ただいま御答弁いただきましたように、この訴変更申立書

の内容についての裁判費用は要らないというふうなことでよろしいんですね。

いずれにしても、この裁判につきましては非常に気が重たいというか、大変な労力とお金を費やして争っていかなくやならんような内容になっております。この前の一般質問でも私も申し述べたんですけども、この裁判は勝ち負け、あるいは勝訴したから、勝ったからそれでよかったなというふうなものでもないし、その後の展開を予想すると、大変な重荷を背負っていかなくやいかんというふうなことで、覚悟はせないかんというふうに思うんです。そういうようなことを考えると、理事者にあられては本当に賢明な判断をお願いしたいなというふうに思います。

いずれにしても、855万というふうな大変なお金であります。市民の税金であります。改めてこの裁判の行方をしっかり見届けて、そして6万市民に負担のかからないような、あるいは入居者に対しても過度な負担にならんような、力ある市側の判断を求めたいというふうに意見を申し述べて、終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——  
—小山君。

2番（小山広明君） 報告案件でございまして、専決処分の承認を求めるについて（平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号））に反対の立場で討論をいたします。

この問題は、市の財政問題から13団地の木造住宅を払い下げという行政決定が行われて、それが議会にも提案をされ、議会でも承認をされたことが出発としてあるわけでありまして、その当時の議事録を読みましても、明確に行政としては払い下げたいという強い意思が伺えるわけでありまして。

そして、10団地は払い下げが終わりまして、3団地が議事録の中で見ますと、建設省の許可がおりなかったからということで保留をされてきております。しかし、その後この3団地については二重地番や旧名義の解消というものがあれば必ず払い下げをしますから、今住んでいらっしゃる市

営住宅については維持管理は自分でやってくださいと。それから、その間は当然家賃は値上げしませんと、そういう経過をたどってきたわけでありまして。

その期間は、明確にその意思表示をした市政は浅羽市政でありました、4年間。そして、その後を受けた稲留市政が12年間明確に払い下げをすることを前提に行政を執行されてきましたし、そのことに深くかかわってこられた市の幹部も今たくさんこの理事者席にお座りだと思えます。この16年間という期間の重みは、もはやそのことを覆すようなあらゆる条件を失っておると言わざるを得ないわけでありまして。

しかし、市は平島市政になりまして、国の通達が出て、三大都市圏における公営住宅については、建てかえをして住宅をふやして市民の要求にこたえるようにという趣旨の通達が出ました。確かに、その当時は国が三大都市圏での人口の集中などを考えてそのような通達を出したと思うわけでありまして、一般的にはまだ全国的な公営住宅については、長く住んできた公営住宅を払い下げるということは、一般的にこの通達の趣旨からいってもあるわけでありまして。

さて、この3団地が残された問題について、泉南市は当然この12年間と4年間という長い経過を踏まえるならば、建てかえをするということになれば大きなネックになるのが、この人たちの了解であることは当然であります。しかし、行政はこの本会議の中で、そのような経過を知らずに作成しましたということが述べられて、私は大変驚いたわけでありまして。担当者は知らないとしても、その間に多くの決裁を受けておるわけでありまして、どこかでこれは払い下げを約束した住宅だから、その基本的なことを説明しなければなかなか建てかえは難しいよという一言があれば、今日までこのような困難はなかったと思えます。国からその計画を立てるために500万円という補助金をもらって、1,000万円ほどの予算で建てかえのプランをつくったわけでありまして。

これは、ある意味で国に対しても実現性のない計画を——国もその当時から財政難であったと思えますが、国がそういう補助金をつけるというこ

とは、きのうの市長の答弁にありましたように、耐震設計で設計と実施は連動しておるといように、国の政策というのは、一たん調査費なり1つの予算をつければ、それは最後まで予算執行があることを保証するというのが責任ある国の対応であることは、当然であります。わずか500万円のお金でありますけれども、それがちゃんと早く計画どおりに実施されるかどうかを国としては当然関心を持って補助金をつけたと思うわけでありませぬ。

しかし、そのときにそのような過去の経過を説明せずに、もしその補助金をもらったということが事実とするならば、国をだました行為と言わざるを得ないと思ひます。それが事実であれば、国の方に正直におわびをして、この問題については長い間の払い下げの約束をした行為があるということをつぶさに説明をして、そしてもとの原状に復帰をする、そのことが今一番待たれることではないでしょうか。

市長の強い建てかえの意思にもかかわらず、市長はみずから、入居者の同意がなければ建てかえはしませんというところにこの歴史を重みがきちっとにじんであると思ひます。これは、だれが市長につかれても、建てかえということに突っ走るならば、困難な行為であることは言うまでもありません。

住民が今裁判を起こしたということになっておりますけれども、市長が決断をして3年以上がたつて、この住宅問題の解決が見えないときに、住民のとり得る道は、裁判しかなかったと思われませぬ。だから、勝手に住民が裁判を起こした、だから受けて立つんだという無責任な対応は、私はできないと思ひます。よくその経過を知るならば、住民をそこまで追い込み、証拠を集めることに大変なことは、行政であれば十分知っているはずであります。そういうことを考えるならば、今こそ行政マンとしてではなしに、政治家市長として結果を出す、そういうことに決断をしてもらいたい。

三権分立は、裁判所の意向に行政が縛られないということも言えるはずであります。裁判にゆだねて一体どのような結果が予想されるのでしょうか。それは井原議員が言ったように、勝つことの方が

むしろ行政には重い課題を乗せるものであります。しかし、住民が勝つということになれば、それは裁判所が住民の要求を入れたんだからということで、何の今までの行為を謝らずに、その方向転換ができるかもわかりませぬが、その間に失う住民の犠牲ははかり知れませぬ。

そういうことを考えるときに、855万円というお金をまた市民に御負担を願って、そして市民との争いにこの行政がかかわっていくことに、議会としてはぜひこの問題を責任を持って考え、この混乱を議会が行政のチェック役として、今向井市長のとおられる態度は、決して建設的な道でないと思ひます。

もし、この場で専決されたこの予算を認めるようなことになれば、議会がその市民から与えられた機能を発揮できないことになるのではないのでしょうか。一日も早く待つのは、市長が言われるように、新しい市営住宅の建設であると思ひます。そしてまた、入居者においては長い間の約束を守ってくれることであると思ひます。ただで渡すわけではないのです。払い下げですから、売却をするのです。

そういうことを考えるときに、私は市民の財産を守るんだということではなしに、初め市が言っていた、市はどうしても払い下げをしたいんだけれども、建設省が許可しないんだからといった議会での答弁と、今市長がこの場で答弁していることは、随分答弁に変遷があります。

私は、市が一貫してこの住宅を払い下げ、市の財政問題を健全化したいというこの原点に戻るなら、私はこの市営住宅を払い下げることが一番ベターな道だと思ひます。今仮に建てかえといつても、どれだけのお金がかかるでしょうか。現に、泉南市が建てかえの建設をどれだけ補助金がいただけるとしても、一般会計から出す能力は、私はないと思ひます。

そうなるならば、この問題に決着をつけるべく、議会の一人一人の皆さんの判断をぜひよろしくお願ひします。もうこの辺でやめようではありませんか。長い間行政が市民と約束してきたことを守らせなかったのも、議会の大きな責任にもなりませぬ。このまま市長の考えを我々は認めるのか、そ

れとも円満解決、早く実をとるような解決に進むのか、議会に与えられた責任は大変大きいと思いますので、よろしくご判断をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、報告第1号に対する反対討論を行います。

地方自治法では、住民の福祉に寄与することがうたわれていますが、住宅の払い下げ問題は、過去払い下げを決めていたにもかかわらず、前平島市長、現向井市長が政策変更したため、払い下げを求める住民の願いは閉ざされました。住民にとって、到底納得できない結果と言わざるを得ません。ましてや、話し合いを通じ解決を目指すものを住民自身が市を訴えて解決しなければならないところまで来てしまった原因は、市自身にあると言わざるを得ません。本来、市民のために使われるべき税金を市民と争うために使うなど、あってはならないことであります。

さらに、市民の代表である議会に十分な資料を公開しないまま専決するなど、議会無視も甚だしいと言わざるを得ない。到底認めることはできません。

以上、反対討論とします。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（工事請負契約締結について（公共下水道（第10 25工区）雨水管渠築造工事））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（工事請負契約の締結について（公共下水道（第10 25工区）雨水管渠築造工事））について御説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。本件につきましては、本工事が国庫補助事業として成立するために平成10年度中に本契約締結が必要でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

13ページをお開き願います。契約の目的は、公共下水道（第10 25工区）雨水管渠築造工事、契約の相手方は泉南市男里五丁目1番27号、坂田建設株式会社泉南営業所、契約金額2億874万円、契約の締結方法は指名競争入札、仮契約日は平成11年3月8日でございます。

なお、仮契約の締結の経過等につきましては、15ページから21ページに資料として記載をいたしておるところでございます。

以上、まことに簡単ですが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——林君。

22番（林 治君） まずお尋ねしたいことは、公共下水道の雨水管渠の今回の入札に際して、全部で16業者が入札に参加をしているわけですが、これは市内業者と市外業者があると思うんですが、ちょっとその辺の区分けについて教えていただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） お答えいたします。

ページで申しますと16ページでございますが、参加業者の一覧表の中で、下から三つ目、つまり国営建設、坂田建設、株式会社和嶋建設、これが私どもで今現在認定されております準市内業者でございます。それから上につきましては、純然たる市内業者でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、市内業者と準市内業者の違いですね。その辺、いわゆる準市内という場合の資格ですね。これをちょっと明確にしておいていただきたい。きちっと言うてくださいね。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 議員質問の準市内業者の認定要件と申しますか、これにつきましては従来より認定要件がございまして、連続4年間指名願が提出されていること、それから建設業法第3条の許可の中にございます支店あるいは営業所等を市内に所在させていること、3番目に市税が必ず納められていること、これらの3件の要件がございます。

もちろん、それに際しましては、提出書類等明記させていただいております、建設業法の許可の申請書の写し、法人設立届の写し、市税に係る納税証明書、支店、営業所等の職員名簿、同じく所在地図、同じく支店、営業所等への委任状、これらが必要な提出書類でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、例えば今回のこの坂田建設は、市内に支店を持って、そこで営業所で何人のだれとだれ——これは本来は氏名も言うてほしいんですが、営業所員が何人おって、いつからどういうふうに活動していたかということについてはわかっておるんですか。いつも私は確認してるんですが、しょっちゅうそこを通るんですが、いつも事務所が閉まっていたように思うんですがね。何人おったんですか。転送用の電話が1本あるだけやろ。確認なしでやってたら、これ入札に入れてたらえらいことや。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 済みません。今、至急にその名簿を取り寄せますので、しばらくちょっとお待ちください。（林 治君「それはあかんわ」と呼ぶ）いや、原課に置いてございますので、今すぐ取り寄せます。

〔林 治君「どないするねん、議長。暫時休憩ですか。そんなんぐあい悪い。答弁できへん

で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） しばらく時間をいただきたいと思います。

〔林 治君「これ聞かんと次わからへん」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 今すぐその記録を持ってまいります。正確な答弁を期すため、記録をとりに行っておりますので。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 済みません、貴重な時間を費やしまして。今即持ってきますので、あと1～2分お待ち願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 自席において暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時30分 再開

議長（藪野 勤君） 理事者の答弁を求めます。

前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 申しわけございません、何度も手戻りさせまして。大変申しわけございません。

職員名簿でございますが、これにつきましては私どもの方で確かにいただいております。

それから、一部説明の中で言葉足らずがございまして、指名願につきまして、坂田建設につきましては平成元年から提出をいただいております、準市内に認定されましたのが平成6年度からでございます。

職員数という御質問でございますが、これにつきましては8名でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） その事務所は、余り質疑で時間をとったら申しわけないから聞きますが、りんくうタウンから旧26号線へ出てきたとこの四つ角、そこが事務所ですね。そうじゃないんですか。もしそうだとすれば、そこで8名、そんなもん常駐してそんなしておったというような、そんな全然あれですよ。私、あそこの近所でガソリン入れたりとかしょっちゅう行ったりして見ておるんですが、動きというのは聞こえませんか。見えません。ほんとおったんですな、8名。あんな、氏名で確認してるか。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 職員名簿の中での確認ということでございまして、これらにつきましては、私どもの方でも確認させていただいております。

また、1つの事務所の中に先ほど申しました職員名簿に載ってある8名の人間が常時おるんかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては営業の方もおられますし、必ずその事務所におられるということは——出勤はされてると思いますが、必ず私どもの方が調査なりに行った際におられるということは、確認はできておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 前川課長、あなたはこの事務所にしょっちゅう行かれたんですね。行ってきたんですね。何回ぐらい行きました。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） まことに申しわけございませんが、私が直接行ったことはございません。ただし、係員が調査の中で直接行っていることもございますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 係員がどのぐらい、いつ行ったんか、それを聞かしてください。不審に思ってるから聞くんです。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今、議員のご指摘は、その建物に所定の8人が可能かどうかという御指摘だと思うんですけども、その点につきましては、今課長が答弁申しましたように、営業関係等ございまして、常時そこに8人がおるわけでもないということで、定数につきましては、8名の職員名簿が出ておるということで御理解願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） ここは泉南市役所の議会なんですが、何か坂田建設の会社の弁明のためにあなた方おられるようですね、全く、話が。そんな抽象的な弁明をするのおかしいじゃないですか。

なぜそんなに弁明するんですか。もっと事実関係に基づいて、あの小さな事務所に8名おることないとか、私そんなこと何も言うてないですよ。そういう動きなんか事務所としては全然見たことも、しょっちゅう周辺に行っても感じられないと。普通、会社であれば何らかの動きというのはしょっちゅう感じられるということを言うてるんですよ。それを名簿で確認すると。名簿が出てきたら確認して、それで確認というのは、そんな話の仕方、答弁の仕方ないですよ。

私ははっきりと言って、これ入札結果、これは失格者が大分出てるから、非常に厳しいこの仕事のいわゆる取り合いというんですか、入札ではやりとりが——やりとりと言ったらおかしいな。どう言うたらええんかな。入札行為の中で金額の競り合いがあったというふうには確かに私も思います。

そういう点では、さきの14件の同じ公共下水道の99.何%といった、もうまさに談合であるのではないかと思われるような内容のものと、この辺では違いがあるんですが、しかし私はそのことだけじゃなしに、今回のこの問題で非常に不審に思ってるのは、問題は市長の後援会の問題なんです。市長、この坂田建設はあなたが会長の清樟会の後援会の会員でしたでしょう。

副議長（奥和田好吉君） 市長。

市長（向井通彦君） 違います。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） どう違うんですか。あなたが市長になってから後援会の会員に入っていたことはありませんか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昔のことははっきり今覚えておりませんが、現在はもちろんそういうことではございません。ですから、それ以上のお答えはできません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） そら、おかしな答弁ですよ、市長。昔のことは覚えておりませんと申して、あなたが市長になってまだ4年、5年の話ですよ。この間の話をしてるんですよ。坂田建設自身があなたの会員であったことは事実でしょう。

そんなん覚えてないことはないでしょう、会長で。最初は違いますと言うたけども。そんな答弁で私は納得できませんよ。どう違うのか。私は会員であったでしょうと言うてんですよ。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、私は代表者ですけれども、会員ではございません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 大阪府に出された収支報告書によると、清樟会、主たる事務所の所在地は泉南市信達市場1,396の2、代表者向井通彦、会計責任者村上駿作、そしてここにはこの資金管理団体の届けをした者の氏名として向井通彦。しかも、それは泉南の市長、現職だと、こうはっきり書かれてるんですよ。その中にちゃんと名簿が出てるんですよ。会費も払われてるんですよ。それをあんた知らんと言われたらいかん。知らんことないはずですよ。毎年、次から次へと清樟会の会員がちゃんと落札していつてるんですから。今年度はここじゃないですか。それを知らんと言うんですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在は違うでしょう。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 現在違うでしょうと言うてると違うんです。会員だったでしょうと言うてる。そしたら、今あなたは認めたということやないか、それやったらそれで。だからそのことを——私が今質問、物言うてる最中、座るときなさい。

大体ね、今現在違うでしょうということは、あなたは過去にそうであったということをも認めたことなんですけども。一番最初は、ありませんと言ったんですよ。違いますと言うたんですよ。やはりこれはあなた、よくわかってやってるんですよ。前の14億のときもそうなんです。全部扇のなめに清樟会があって、皆会員になってるんですよ。それでグループを持たしてですね。

だから、こういう疑惑を持たれるようなことをしたらいけませんよ、問題は。ほかにもあるんです。いっぱい、その年々で。全部これ清樟会の会員。今度の入札のこの厳しいいわゆる入札行為

があったにしろ、地元業者以外に3社入れましたけど、最低制限価格からプラス5万円で落札してるんですからね、これ。

なぜこういう清樟会の会員が事務所をずうっと置いて、そのうちにこういう仕事が回ってくるということなんでしょうかね。非常に疑惑を持ってるんです。だから、清樟会会員であったからでしょう。違うんですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何度も前から議会ごとに御質問あったかというふうに思いますが、現在そういうことはないように私自身の方も是正をいたしております。

それから、今回の入札につきましては、結果が17ページにありますように、それぞれ非常に競争されて入札されているというふうに思っておりますので、そういうような御指摘の疑念といえますか、そういうことは一切ないものというふうに考えております。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 市長は疑念がないというのは、そら何を出してでも、自分が提案してるんですから疑念がないと言わざるを得ないでしょうけども、私は審議する側の一人として疑念があるんですよ、これについては。清樟会の会員が、毎年大きな金額のものには必ず入ってくるんです。ちゃんと忘れずに入れてるんです、その指名業者の中に。

そして、今はない、今はないと言いますが、これの経過の中で、一般的に泉南の市長の後援会ですよ。必ずみんなに会員募集なら会員募集の案内等は目につくんですよ。全然目につかん。ところが、会社の名前は少なくなるけど、個人会員はふえていつてる。確かに、あなたのおっしゃるとおりなんです。これは議会で追及されたから、そういうように変更していった。しかし、それまでの過程の中に、会社の営業所の所長とかそういう方が個人名で入ってくるようになってきてるんですよ、中身としては。過渡的にそういうものがたくさんありました。そして、会社の名前は消えていく。実際には会社のその営業所の所長とか社員とか、そういう人ばかりで構成されてるんじゃない

ないですか。そうじゃないですか。

この間、あなたは清樟会の方でゴルフをやりましたね、ゴルフコンペをこの6月に。そのときに、この会社の関係者は来てませんでしたか、どうなんですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 存じません。私はゴルフをいたしませんので、最後、終わった後、あいさつだけしに行きましたけども、そんなに長くおりませんので、よく存じません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと、そのゴルフコンペはどこでいつやったのかも、はっきり言うてください。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは後援会のことですから、ここで言うべきものでもございません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 後援会のことであろうと、特に市長の政治的資金管理団体としてやってるわけですから、言うべきことでもないことはないでしょう。6月11日の砂川国際ゴルフ場でのこのコンペがそうであったんですか。そうですね、今あいさつに行ったと言うたんやから。これは平日ですね。どうですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援会活動ですから、ここで答えすることでもございません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 市長、それはもちろんコンペやから昼の話でしょう。11日ですよ。市長が1日活動してるうちの、市長としての公務の中での話じゃないんですか、行ったのは。今、あいさつしたと言うたから。そうじゃないですか。そうじゃないですか。11日、そうでしょう。これは何曜日ですか。それはどうなるんですか。

秘書課長そこにおるけど、その日の日程について入ってるでしょう。6月11日金曜日、まさかゴルフは夜せえへんからね。その日にあいさつしたんでしょう。何時に行ったんですか。公務中でしょう。そのことを答えてください、そしたら。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどご答弁したとおりでございます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと、答弁にならないような答弁してたら、何回も物言わなあかんようになるねん。公務中のことでしょうかと、6月11日金曜日の。ちゃんと答えなさいよ。私は、6月11日の金曜日にコンペあったんでしょうと云ってる。

これね、主に市外の法人の企業、これはもともとあなた個人云々と言うけど、この成立そのものは、法人の企業による後援会なんですよ。それが営業所の所長とか、そんなふうには会社の名前を外してやってる個人になってる。まだまだ法人の企業の方がおられますよ、ここに。具体的に名前を言たって構いませんよ。

でも、私は今直接関係のない人の名前は言わない方がいいだろうから言わないけれど、そういう人たちを対象にゴルフコンペをしてるんじゃないんですか。しかも、そこへ市長は今言うたようにあいさつに行ってるんですよ。平日に行っとるんです、それ。私はしないと。僕もしませんよ。だから、そのことを日程的にはっきり言えと言ってるんですよ。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど何回も答弁しているとおり、後援会の活動ということでございますから、そのようにご答弁を申し上げるところでございます。

〔林 治君「後援会の——答弁ちゃんとしてくれへんかったら、何遍も聞かなしょうがないですよ」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） ちょっと待ってください。少し質問が細切れになっておりますので、まとめて質問していただきたいと思います。どうも平行になってるような感じなので、そこらもちょっと筋道を立てて。林君。

22番（林 治君） 今、議長からお話しありましたけれど、平行になってるというよりも、市長が答弁をしないわけですから、これは議長の方で計らって、きちっと質問者の質問に答えた答弁をさせるようにしてください。

私は、今市長がゴルフコンペのときには、私はゴルフはしないのであいさつに行ったと言うたんですよ。しかも、それも清樟会のゴルフでしょうと言うたら、それを認めてそういうふうに答弁したんですからね。私は、それは6月11日で、砂川国際ゴルフ場で、そうだったんでしょうと。その日は平日ですから、何時にだれと行ったのか、ちゃんとそこで答弁してくれたらいいんですよ。公務上のことを聞いてるんですよ。何言うてまんねん。そんなもんね、日曜日にどこかにあんた遊びに行ったんやったら、私そんなもん聞きませんよ。何言うてまんねん。それをちゃんと言いなさいよ。ちゃんと秘書課がつけてるでしょう、それは、つけてないのか。そのことを聞いてるんやで。言いなさいよ。公用車を使ったのかどうかも含めて。

副議長（奥和田好吉君） 答弁者に申し上げます。答弁の方は的確にお願いしたいと思います。向井市長。

市長（向井通彦君） この議案とちょっとかなり広がってるというふうに思います。ご指摘いただいた点は、後援会活動としてそういう行事があったということでございまして、私はそのあいさつだけ少しの時間行きましたけれども、それは公務を外して行っております。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 公務を外してという、結局そしたら6月11日の砂川国際ゴルフ場でのコンペにあなたはあいさつ——私はしたとは言いません。あいさつには行ったと、これは認めますね。それは認めますね。そのことをさっきから聞いてるんですよ。

行ったときには、公務を外したと言いましたが、そのときにはあなたは歩いて行ったんですか。どうして行ったんですか。公用車で行かなかったんですか。そのことを聞いてるんですよ。それはどうなんですか。できたら、そのときの1日の秘書課の方の公用車の運用も含めて全部資料を出してください。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公用車で行っておりません。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 巴里君。

25番（巴里英一君） これは、この議案と直接的には関係なし。この議案についてどうなのかということであれば私は正当だと思いますけれども、横へずれていくということは、関係のないところで議案審議にはならないということで、その点適切な対処を願います。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 今、議事進行でお話しありましたけれど、私は、この本会議場で清樟会の会員であったと、これはちゃんと収支報告書をもって質問をしておるんで、それが……（発言する者あり）いやいや、この落札した業者が清樟会の会員だから、私は関係があると思って質問をしておるんです。

私は泉南市の事業が、市長の後援会の会員で毎年こういう業者が大きな金額のものを落札していくこと自身に大きな疑惑を持っています。ですから、こういうことでは泉南市の公共事業がまともに進めていけないのではないかとこのように思っておりますので、その質問をしているんです。

しかも、きょう議案出てるこれで、このときのこのコンペに参加されておったり、市長の後援会——市長は後援会のことですからと。それはだれかよその人の後援会やなしに、これははっきりと泉南市長の後援会ですから、そういうことでここでそういうコンペもやられ、そこに参加されて、しかも市の仕事を請け負いされて、会費も出されておってというようなことになってきますと、これはやっぱり市民としては疑問を抱かざるを得ないし、私が不審に思わざるを得ないのは当たり前のことではないかなと、こういうふうに思うんです。

こういう点を市長は、清樟会という後援会のあり方を、会社の名前そのものは入らなくても、個人名であっても、会社の——これはもともと法人を基本にしてつくられたものですから——の後援会としてつくられたんですから、そういう形であること自身がおかしいと、正しくない。そのことについて、あなたはどう思っておられるんですか。改めてもう一度聞いておきます。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） できるだけ個人会員が望ましいというふうに考えておまして、ここ数年の間に随分と改善をしたつもりでございます。ただ、個人という場合、やはりいろんな職業の方もいらっしゃるわけで、それを職業によっていいとか悪いとかというのは、職業差別につながる可能性もありますから、それはやっぱり言えないというふうに思います。あくまでも個人は個人、法人は法人という考えでございます。

〔巴里英一君「議長」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 先ほど申し上げたんですけども、議案そのものは、審議してるのは工請でしょう。それと後援会は直接的には関係は私はないと。よって、議事進行をお願いしたいということで申し上げたんですが、その処理を願いたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 大体、この問題について質問の方もかなり多くなっております。ここで質問者に申し上げますけども、まとめて質問してください。まとめてください。林君。

22番（林 治君） 何か言われます。私、強制されて質問する気はないんですけども、また必要なことはお聞きしたいと思って質問をしておるんで、何も質問してきたことが、やっぱり市長と特別な関係にある建設業者がこの入札にこういう形で入ってくること自身、非常に疑惑に思ったということでの質疑です。

ゴルフコンペのことも明らかになりましたし、そういう点で私はこのことについては後ほど意見として態度を表明させていただきたいと、こう思ってます。

副議長（奥和田好吉君） ほかにございませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この議案の説明を見ますと、失格者が大変多いわけなんですけども、私もかねがね本会議でもいろいろ問題提起しておりますが、役所が下限価格を決めるということに果たして合理性があるのかどうか。この失格された方がちゃんとこれは合理的に見積もって、これで十分に採算が合うとして入れたものをその業者が全然見えないところで失格にされるというのは、甚だ業者の

意欲をそぐことになるのではないかなと。

これだけの業者があれば、それぞれの業者のいわゆるできる価格というのは差があるわけですから、それをどこかで線を引くということに大きな無理がある。そうなってくると、おのずとどこに下限価格があるかということが業者の中心課題になりますから、そこにいろいろ値段を探るといって、そういうことにどうしてもいかにざるを得ないと思うんですね。

そういう点では、この下限価格の決め方について、これでいいと思ってるのか、やはり問題があるけども、どういう意図でこれを維持されとるのか、その辺のお考えをお示しをいただきたいと思います。

それから、競争させれば安くなるという一般論でございますが、なかなかそう甘い問題ではないと思うんですね、業界は。ほかの仕事で上限価格ぎりぎりまで押しとるところが全国的にも大変多いという中で、公共事業の発注のあり方については一体どうなのかというのを、これまでの行政がやってきた発注のあり方についてやっぱり根本的にメスを入れないと、なかなか市民の理解の得られる方法はとれないんじゃないかなと思うんで、その辺も含めてご答弁をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 最低制限価格の設定につきましても、従来から私どもといたしましては適正な事業執行ということを基本に、業者にさせていただくということの基本にして設けてきてるわけでございます。

ただ、今の建設業界を取り巻く状況、また経済状況とか、いろんな動きがある中で、我々としたしましても入札形態を含めましていろいろと検討しているわけでございます。全国的に見ましても、何が一番適正かということがなかなか難しいと思うんですか、今その試行中だと思うんですけども、全国的な動きなりを今後とも十分研究する中で、最良な方法等について今後とも研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔小山広明君「質問に対してきちっと答弁してないんですけどね」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 質問回数に厳しい議長ですから、その分は議長もやっぱり質問者の意思を聞いてきちっと答弁させるまでさしてください。でないと、厳しさは両方にあるわけで、我々にも厳しさを課するのであれば、議長においても議事進行においてきちっと的確に答弁するようにしてもらって運営してください。でないと、我々は不安で質問に立てませんよ。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘ありました予定価格、それと最低制限価格、このあり方の問題かというふうに思います。従来から事後もこれを公開しないということであったわけなんですけど、最近本市におきましても、契約締結後ではありますが、予定価格とそれから最低制限価格、双方とも公開するというふうにいたしましたところがございます。

なお、近年いろんな自治体でいろんな試行が行われておりまして、それも例えば事前に公表してはどうかということもありまして、既に試行的にやられているところもございます。

私どももこのあり方については常に透明性を高め、また競争性を高めるという上から、どういう形が一番望ましいかというのは常々検討しているわけございまして、現在はまだ我々の方は事前公開ということまで行っておりませんが、そういういろんな既に行っているところの問題点あるいは課題なり、あるいはメリットなりというものの収集に努めておりまして、今後ともこの改善についてはどういう形が一番いいかということは、常に試行錯誤をしながら進めていく必要があるというふうに考えておりますので、今なお私どももこのあり方については研究中ということでございます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 事後であっても予定価格、最低価格を公開することにしましたと、こういう明確な御答弁がありました。これは大きな前進だろと思いますが、私が言っておるのは、もちろんそういうことの努力をしていただかないといけないんですが、こういう失格をされた業者がちゃんと正規に正しく自分の会社の中で見積もったも

のが失格となるとなれば、業者は自分とこを基準にできないわけですね。そしたら、ちゃんとやろうと思ったらできないと思うんですね、この見積もりというのは、これで絶対やれると。ある行政においては、失格をしてもちゃんと聞き取りをして、果たしてそれがやれるかを確認してから決めると。それは合理的なやり方だと思うんですね。

業者、業者によって違うわけですから、そういう点でこういう失格者に対してどうのように納得していただくのかということも含めてやらないと、これだけ5万円とか10万円とか50万とかという差で失格になっとなったりするということになると、ほんとに意欲を注いで、結局役所はどの辺に値段を入れとるんかということだけに關心が行ってしまったのでは、やはりそういう行政の方も誘惑が常にある環境になりますからね。

ある自治体では、そういうことがあるから事前に公表したんだと。そうしたら一切ないですわね、それはもちろん。だから、そういう点でやはり人間は弱いものですから、人間は長く生きとればいろんな弱みも持つとるし、そんなことするんやったらこれ出すでとか、人間というのは、そういう弱さを持つてるのも人間の一面ですから、そういうものにさらさない。職員をそういうことにさらさないという意味でも、職員にそういう誘惑なり働きかけが一切ないようなシステムをつくるのも、政治家市長としての務めだと思うんですね。そういう点では、事前公開は、今のシステムを続けるのであれば、事前に公表してしまうということは大きな策ではないんでしょうかね。

それは1つの今までのパターンですが、公共事業というのは、公平、地域業者の育成という問題があるわけですから、一定最低価格を公表すれば、そこに数社集まるということはあると思うんですね。それはくじ引きでやって、その業者が満遍なく平均的に仕事が行ってまちの公共事業に貢献をするということで、それはいいわけですから、本当の競争は、やっぱりそういう規制のできない民間の方で十分やっていただく。役所はやはり技術レベルアップをすると。仕事の平均的なレベルアップをしていくことにむしろ重点を置いて、適正な価格での公平な仕事をしていただくという部

分もこの辺で根本的に考えないと、競争すれば安くなるんだというのは、もう長い歴史の中で僕は不可能だと思うんですね、状況的には、上限価格に近いところで90%を超えて落札しとるという状況は、もう無理だという答えと一緒にしたいと思いますよ。

そういう点では、私は考える場合に、そういう標準価格ということで公平に仕事をやっていただくと。役所の仕事ばかりやる人は指名の中から外して、役所の仕事は30%とか20%ぐらいの中で平均をとっていけば、やはり民間の仕事をとって、社会全体のそういう産業が繁栄していくと思うんだけど、100%に近い形で公共事業だけに依存しとるような業者というのは、それはちょっと僕は行政のあり方としては指導していく対象じゃないかなと思うんで、そういうようなことも含めて入札問題を私は考えていくべきだと思うんですが、それをやはり根本的に変えないといけないんじゃないでしょうか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに、今議員ご指摘のように、日本におきます公共事業のあり方と申しますか、また土建業界のあり方というのは、1つの岐路に来てるといえるんですか、すべての面で見直しが進められてるといえる状況だと思います。そういう中で、行政におきます入札執行のあり方ということも問われていると思うわけでございます。

そういう中で、基本的には先ほど市長が答弁をさしていただきましたように、最低制限価格のあり方を含めまして、現在研究中ということでございますので、その点で御理解をお願いしたいと思います。

〔小山広明君「議長、意見にしときますけど」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 僕は、この問題はかなり市長のリーダーシップの要る取り組みだと思うんですね、今までのパターンの中では限界があるわけですから。

そういう点でなしに、もっと公共事業の全体の産業界の中における行政の課題みたいなところが

ら、今言うような、公共事業は公平性にむしろ重点を置いて仕事のレベルアップを図ると。そういうことに切りかえるなら、むやみに競争をさせるだけのことで、よりいいものをより安くという、理想はそうなんでしょうけども、それはやっぱりどういうレベルで言えるかというのはいろいろあるので、市長が一番内部のことも詳しいわけですから、やっぱりそういうことを考えて、小出しにするような対応ではなしに、一たん抽せん型を出したけど、1年したらまた後退——一般的には後退したようにしか映らないわけですから、もっと根本的に入札のあり方を変える。横を見てやるというんじゃないしに、この面では市長はかなりリーダーシップをとって出してきた面もあると思うので、これから未来の公共事業の発注のあり方について大いに議論をして、1つの方向を打ち出すべきじゃないかなと。

市長に答弁してほしかったわけですけども、ぜひそういうようなことも考えて、よろしくお願ひしたいと思います。意見にかえておきます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私、他の質疑者の問題で若干疑問がありまして、価格の事前公表の中での最低価格の問題を公表することで弊害は出ないのかと。あるいは、問題点が出るのか出ないのかという考え方を持ったの答弁をされているのかどうかということがまず1点ですね。

これ、例えば最低価格はなしにという場合も大阪府でやりました。去年たしかあったと思います。そうすると、もう底値がないわけですから、1億円が仮にあれば、例えば5,000万、4,000万というように入っていったら、それで果たして仕事ができるのかという問題が提起されてきて、逆にできないという問題が出てきて、できる価格でいかなきゃならないということで、ここでまた問題が起こると。

場合によっては、前渡金というのがございますね。大阪府は40%、泉南市が30%に上げました。これ、例えば2億円の仕事だったら6,000万円、これをもらって——もらってというより前渡金をいただいて、昨年か一昨年からありましたよね。倒産ということがあった場合——この会社が

どうかそうとかじゃないですが、その場合、問題がありませんか。後の処理の問題が1つは出てくるということで、そういう点も含めて、やっぱり我々としては考えなきゃならない問題が市としてあるんじゃないか。

もう1点は、今確かに公共事業が厳しい社会情勢に置かれておりますし、そういった意味では市内業者が非常に多いわけですね。70社余りあるわけで、それでこのランクといいますか、この状況、A、B、及びCを含めて泉南市にこの程度の金額の応札できる業者は、これを見ただけでもかなりあるわけですね。

だから、失礼なことを言うて悪いですけども、当然法的には可能なんですけど、できるだけ市内業者ということから見た場合は、1号議案の中にもありますように、そういった中での対応を考えていかなきゃならないんと違うかなと、いわゆる育成という問題から見ても、という点を含めて、見解なりお答えをいただきたいと思うんです。

もう1つは、この坂田建設さんが本社はどこにあって、売り上げで見ると210億円ほどあるわけですね。現実に、この泉南営業所での売り上げはどんなもんかなというふうに思いますが、

以上です。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目だけ私の方からお答え申し上げます。

御指摘ありましたように、大阪府では最低制限価格を撤廃している業種もございます。いろんなことが起こっているようでございますが、その場合、それにかわる、要するにこの金額で施工できるのかどうかという判定委員会のようなものをつくって、そこで審査をされているというふうに聞いております。

ただ、これがなかなか非常に難しい判断を逆に求められるというふうに思います。業者がやれると言って値を入れた。それが実際それでできるのかどうかというのは、なかなか非常に難しいかなというふうに思っております。

ですから、そういう方法も1つありますし、それからさっき言いました予定価格あるいは制限価格そのものを事前公表するという場合もあろうか

と思います。これも既に何市かでやっておられます。その場合の弊害としては、予定価格だけを公表した場合は上値張りつけ、下限価格を公表しますと下値張りつけというようなことにどうしてもなるということですね。

ですから、そうなりますと、業者そのものの自主性、本来は見積もりしてやらなきゃいけない部分が、それをしなくて安易にその価格近辺に入るとか、あるいは自分とこの採算ということやなしに、限定価格を1つのめどにしてしまうというようなことがあるかというふうに思いますので、いろんな方策が今回されておりますので、なお私もいろんなデータを集めて、問題点の整理をして、泉南市としてさらに改善するとすればどういう形が一番いいのかというのを研究しているということでございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 地元優先につきましては、対象工事の金額のかさ上げ等、対応してきているところでございます。その中で、今回準市内ということで業者が受注したわけでございますけども、これにつきましては、一定の条件の中で従来も1つの指名実績という形は、7年以降も何件があったという内容もでございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 当業者の市内の実績等につきましては、ちょっと今資料を取り寄せてございますので、申しわけございませんが、少しお待ち願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 取り寄せてる間、ひとりしゃべってます。

市長にまず答えていただきました。例えば、先ほどおっしゃったように、下限価格を公表したらそこに張りついてしまうと。それは当然そうなると思うんですね。かえって、その関係の中で我々が一番懸念してる談合云々の問題が、そのラインでぴしゃっと入ってしまっ出てくる可能性は、これはゼロとは言えないし、かなりの確率で出てくると違うかなと。

だから、発表することがいいことか悪いことかということは、十分研究されなきゃならないんと

違うかなと。これは各地で実施してありますが、決してベターな方法——ベストとは言わないし、ベターでもないということで、当局は皆非常に苦慮している。府の方もそうなんですが、苦慮してるというのを聞き及んでます。

その点では、内容的に実施する側としては、完全無欠なものというのは僕はないと思うんですが、できるだけよりよきものということの中で、先ほど申し上げたように、例えば下限価格なしでやってしまった場合、それだけ人間要るわけですね。検討委員会をつくって、それでできるのかどうか、またそこへ人をとられていくと。我が市において、その担当としての関係者がその見積もりをしたり、中身をきちっと精査し直してパッと出したとき、それだけの人間、何人かの人間がそこへ全部時間をとられてしまうということで、非常に無理が生じてくるのと違うかなというふうに私は思うんで、十分そのことを注意してひとつお願いをしたいと。

先ほど、本社と実情ですね。それをまだお答えいただいてませんし、そして今後1号議案にありましたようにと申し上げたように、そういった意味では、何といいますが、できるだけこういった厳しい社会情勢の中で、泉南市内に本社を置いていけば、当然所得の申告も含めて市へ返ってくると。それ以外の業者では市へ返ってこないということになりますので、税の問題も含めて、できるだけ地域内業者にといいことの市長の希望もありますし、我々も望んでますから、そういった意味ではもう一度、これは市長が答えていただくのかどうかは別として、そういう方向で走っていただきたいのと、配慮いただきたいのと。先に答えてもらいましょうか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。坂田建設の所在地は、東京都墨田区でございます。それと、各営業所ごとの受注実績、これは出てございません。

以上です。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 巴里議員御指摘のように、できるだけ市内の業者に受注機会をというのはもちろんそのとおりでございまして、先般も市内発

注上限額を上を上げて、その枠の拡大を図ったところでございます。また、建築工事ですと、できるだけ可能なものについては分離発注をするという形で心構えをして、設計の段階からの取りまとめについては、分離発注可能なような工事仕分けあるいは積算の分類といいますが、そういう形でやっております。

御指摘いただきました、後ほど出てまいります信達小学校なんかもそういう形で行ったところでございますので、今後ともそういう基本的な考え方に立って行政を進めていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 巴里議員。

25番（巴里英一君） 3回目になると思いますので……。市長おっしゃいましたように、できるだけ地域の、建設も含めてですが、特に建設などの問題については、かなりの分野、幅広い下請といいますが、その関係する電気も含めまして広いと思いますので、できるだけその方向で僕はやっていただきたいなというような評価をしております。

先ほど細野部長にお答えいただきましたが、210億の売り上げで、本社は東京だと。僕はまた大阪府内の業者が支店を出してるのかなというふうに思ったんです。これ、かなり支店の売り上げがどうかといったら、支店の状況から見たら、実態はわからないということは、そういう資料がつくれないということなのか。例えば支店の単位で、例えば大手の建設会社で大阪支店がありますよね。大阪支店が年間幾ら売り上げて出てますよね。

これは営業所でしょう。営業所を置けば、別に売り上げがどうであろうとも、こういう形で今後も——営業所でしょう。支店じゃないですね。この支店はどこにあるのか、ちょっとわからないんですよ。

これ、営業所との契約というのは今まで余り、僕は支店というのは聞いたけども、営業所というのは余り聞かなかったような気がするんですね、支社とか何支社とか。だから、超大手はかなりの形で出てるんですが、支社とか支社とか、いわゆる支社長とか支店長とかいうことで、市長と工請

の契約を交わしてますよね。そやけど、営業所と交わしたというのは余りないんで、支店だったら大体売り上げ出ますよね。営業所やったら売り上げ出ないです、今おっしゃってるように。

これを今後もこういう形で、営業所であってもいいんだということで指名——これ助役ですね。こういう形で考えていきはんのかどうか。これをはっきりさしていただきたい。それをちゃんとさせていただければ、もう最後の質問もなくなると思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） この当建設会社は、大阪支店も持っています。ただ、今その支店の受注実績については手元に資料がございません。

それと、今回の契約に関してでございますが、本社がその契約として泉南営業所に委任をしているという中で、その契約をこの営業所と行ったということでございます。

〔巴里英一君「議長、もう最後にします」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 他の方もあると思いますので……。これ少し、今の答弁からいうとちょっとそぐわないのと違うかなと思いますので、これはできるだけ責任のある支店、支社、最悪でもその方向で契約をしてもらいたい。営業所では責任ないかということではないですけども、会社である限りはそれだけの評価をしていかなきゃならない。営業点数で、あるいは実績点数であると思うんですが、売り上げが泉南ではわからないということも実態をやればわかるわけで、その点がちょっとぬかってるんじゃないかなと思います。全体的にはこういった事実上の落札の実態を見れば、7,000円の差もあるし、わずかのところで失格してるということもありますから、非常に公平ないわゆる競争入札で応札したんじゃないかと私は思います。

そういった意味では、先ほど市長がお答えいただいたように、今後できるだけ透明性といいますが、そういうところが明らかになるような方向での入札制度のあり方をもう少し研究いただいたらなと思いますので、そういうことをお願いして、

私の質問を終わります。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどからいろいろと論議を聞いておりました、1つは一番冒頭に論議がありましたこの営業所の実態の話なんですよ。ここに発注者、請負者、甲乙が乙の方では、先ほども巴里さんからありましたように、泉南営業所の所長と。これが1つの人格を有して契約の相手になっているわけですから、それだけにやはり実態が問われるんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、先ほど前川課長が、私は行ってないけれども職員が行ったと、こういうふうにご答弁されました。その職員から実態についてどういうふうな報告を受けているのか。机上では8人、その8人が本当に営業で何人、それから事務で何人、それから会計でどういう仕事をしてるのが何人——コンピューターの時代ですから、コンピューターの機械でいろいろ資料をインプットしたり、帳簿をインプットしたりすると。そういう仕事をしてる人が何人いるのか。8人というたら大世帯です。

ところが、ここについては従来からる議会でもほんとに実態がない何々会社ではないかというふうなこともいろいろ言われてきてるんですよ。今に始まった話と違うんです。農家の2階で、ほんまに従業員もおらないような、おればそこで生活のにおいがしますから、営業のにおいがしますから、ところがそういうにおいがしない。本当なんだろうかと、こういうことが言われてきてるわけです。それで、あなたはどういう報告を受けられたのか、お伺いをしたいと。

それから、入札の問題については、いろいろ全国で今、談合防止という前提に立って、例えば神奈川では秦野に続いて座間なんかでも、ほんとに朝日新聞なんかで評価されるようないわゆる事前の直接工事費の——まだこれは試行なんです、そういう予定価格の公表とか、こういうことで談合防止に大きな効果を上げているわけですね。

ただ、業者の皆さんの営業をどういうふうに保障していくか。今日のこういう不況の時代ですから、そういう点は考える。だから、予定価格は—

定の利益を積算した、そういう価格にすれば問題ないわけですから、そういう点で底値で競争しても、一定そのこと自体が営業を保障するようなそういう価格であればいいわけです。そういうところがどんどん出てきて、非常に申しわけないんですが、東大阪なんかでもそういうことで大きな効果を上げて全国的に評価されている。こういうことがどんどん出てきてるわけですよ。

泉南市の5月に発行された業者向けの案内なんかでは、非常に厳しいことを書いてますね。不良不適格業者の排除と。真摯に技術力の向上を考えておられる業者の皆さんを榮えさせるためにはこういうこともやっていくんだと、こういうことをやっておられるわけです。

さきに戻りますが、そういう点では実態が大事だというふうに思うんですが、営業実態というのは非常に大事だと思うんですが、その点と、それからいわゆる先進市に学ぶと、こういう点ではどの程度事前公表の問題について模索をされているのか、検討されているのか、その辺の中身についてお示しをいただきたい。2点。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 和気議員質問の営業所の所在等の確認ということでございまして、これにつきましては私どもの方も確認させていただいております、事務所の形態だけがあって人がおらないというふうなことはございませんでした。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 事前公表ですね。これにつきましては、いろいろメリット、デメリットを含めまして、先進市のそういうような事例も含めて、現在資料を収集しまして検討中という段階でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 談合防止のための事前公表については、もう早くから我が党も提案しておりますし、また別の皆さんからも提案があるわけです。だから、どういう観点で、どういう方向で検討し、今の到達点はどうか。やる方向で進めるのか、それともまだ検討段階でもう少し時

間を貸してほしいと、こういうことになるのかですね。

その辺はちょっと、もう何年か年やってることですから、この論議は。その中で、事後公表については最低制限、予定、両方やられてるわけですから、そうやってこの評価をして、その上で質問してるわけですから、さらに談合防止という観点に立って、一定の評価すべき前提をさらにどう推し進めていくのか、こういうことを聞いているわけですから、その辺は抽象的な漠とした、わからんような答弁ではなくて、今の到達点を明らかにしてください。せっかく全国から資料を取り寄せて勉強してるんやから。全国で大きな成果が出てるわけですから、全国的には。泉南市もどっちかという先鞭を切ってるわけですから、その点は評価してるわけですから、その点でどうなのかということ。

それから、やっぱり実態については営業所の所長ですね。これは少なくとも僕は常駐されてるかどうかというふうに——これは営業活動をやっておられる。今はそら工事を受注してるわけですから、3月に受注したわけですから、専決でやられたわけですから、そら常駐はしておりますでしょうけれども、この入札以前についてはどうだったのかと。

それから、行ったんやったら、いつ、だれが、どういう格好でいわゆる実態調査に行かれたのかですね。そんなことぐらい、行ったんやったら名前まで明らかにしてもろてもいいでしょう。隠すことと違いますがな。行ってなけりゃ問題やけども、行ってるんやったら、いつ、だれが、どういう格好で実態調査をしたのか。

先ほどから、清樟会のメンバーでおかしいんと違うかということまで出てるわけですから、いやそうやない、実態はちゃんと調査した上で、営業実態がある、そういうことの上で指名に選んだんやと明確にされたら、これはすきとしますよ。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目についてお答え申し上げます。

先ほど巴里議員のご質問にお答えしたんですが、さまざまな形があるんですけども、完璧なもの

はないんですね、残念ながら。それぞれメリットとデメリットと隣り合わせにあるということでございますので、今いろんなケースを想定して研究をさしております。

それで、改善については、年当初あるいは年度当初に行うのがいいというふうに考えておりますので、今いろんなケースを想定して取り組みをいたしておりますので、今の時点ですと来年の1月か、あるいは来年度当初ということをめどに、さらに改善をするように考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 市長ね、議会もこの点では積極的に提案もし、ともに勉強していきたいというふうに思いますので、年度当初で結構です。経過について一定報告できる段階になれば、担当の総務や、あるいはできれば産建の方にもお示しをいただいて勉強させていただきたいと、こういうこともお願いをしておきたいと思います。それは異論ないですね。よろしく。

それから、前川さんが答えたんやから、いわゆる実務的な処理の問題だから、あなた答えてもいいですよ。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 済みません。今、具体的に担当者が現地に確認に行った日にちについて、具体の日にちをちょっと今確認してますんで、済みませんが、お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 行ったと言うてるわけだから、それを前提に聞いてるわけですから、今さら聞きに行かれるというのは……。それから、先ほども出てますけれど、だれかこの関係者が、これだけ先ほどから論議になってるわけですから、すぐ走れるように、あるいは走って、すぐに前川課長に報告できるような体制は、控え室でとってるはずでしょう。こんな待ってるようなことね……。ほんともっと議会の進行に協力してもらうように、理事者にちょっと強く言ってください。

議長（藪野 勤君） 理事者に申し上げます。

議員の質問に対しては、明快に的確に答弁をお願いいたします。前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 工事依頼が下水道の方からありました際に、私どもの方の担当の者が……（林 治君「だれやねん」と呼ぶ）担当の課長代理でございます。根来がおりますが……（林 治君「根来君は行ってない。確認した」と呼ぶ）担当の係長が現場の方を確認させていただいております。

〔発言する者あり〕

議長（藪野 勤君） お静かに。和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど、非常に実態を踏まえたそういう入札のあり方ということで、ずっと論議が展開されています。私も本当に執務をし、営業活動をしている部屋の中の実態まで含めてちゃんと実態調査をしたのかということ、林議員もしかり、私もそういうことを聞いてるわけです。

そんなもん、営業所の前を通ったなんて、毎日通ってる人おりますがな。林さんは毎日通ってる言うてるんやから。僕はたまたま地域が違いますから、月一ぐらいしかあそこを通りませんが、一遍ほんまに根来さんやったら……（発言する者あり）ちょっと待ちなさい。質問中や。行ったと言うんやったら、一遍言うてください。大事なことやから、実態を調査したかしてへんかというのは。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 実態と申しますか、それは表現の内容に不足がございまして、その所在地ですね。それについて確認したということで、御指摘の中の執務状況までのその確認はしてないということです。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 所在を調べるだけで、どうやってこの営業活動をやってるかという実態がわかるんですか。実態をほんとはつかんだ上で指名をやってるのかと、こういうことがずっと討論のやりとりの経過じゃないですか。今ごろ何言うてるんや、おまえ、ええかげんにせえ。

議長（藪野 勤君） 質疑中でございますが、本日の会議の時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 議長ね、こんなむちゃくちゃな答弁しとって、経過はずっと実態を踏まえた、いやしくも営業所長の名前で契約してるわけ

ですよ。それが、営業実態があるかどうかというのも確認せんと、所在地だけ調べたというようなことで、それで答弁しとるわけやから。今までの経過で、そんな答弁では答弁になってないことは明らかですよ。うそをついたんやないか。はっきりしてるがな。

〔成田正彦君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 今、前川課長の答弁は、明らかにうそということになってますからね、これは議会に対する冒涇でっせ、これ。26名の議員みんな聞いてますからね。こんなことなかったわ、平気でそういうこと言うの。断固としてここで厳しい対応を議会がせんと、そらもう議会に対する冒涇ですよ、これ。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午後4時41分 休憩

午後7時 7分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、議長より一言理事者に申し上げます。報告第2号の質疑に対し、正確性を欠く答弁を繰り返したことについては、今後かようなことのないよう厳重注意をいたします。

質疑を続行いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 議長から冒頭、厳重注意のお言葉がありました。果たしてそれで済む問題かどうか。私は二、三続けて質問してまいります。

実態があるかどうかの論議をしているときに、まず細野部長は、営業活動に出ている人がいることもあって、おらないこともあるだろうと、こういうふうなことを言われたわけですね。実際に確認してるかどうかと、こういうふうにつけて林議員が質問したら、これを受けて前川さんが、私は確認しておりませんが、係が確認しておりますと、こういうことでいかにも実態があるやの答弁をしているわけですね。それで、最終的には細野部長は、所在地を確認しただけのことであると。これでは議会全体にうそをついたと、こういうふうに言われても仕方がないんじゃないですか。そういう問題なんですよ、この性格は。

これでは、契約検査という重大な――ほかの部署でもそうですけれども、公務員である以上、公平を期さなければならぬ、公正を期さなければならぬ、うそを断じて排除しなければならぬ部署にあって、こういうことが、それも議会の場で質問を受けた答弁で、こういうことを言うことが果たして許されるのかどうか。

私は、このことについては厳重注意どころでは済まない。まさにその部署に存在が許されるかどうか、そういう問題だろう。非常に厳しい言い方ではありますけれども、そういうふうに思います。

これは、そういう点で私個人のやりとりの中で、あるいは林議員のやりとりの中で出てきた問題ですけれども、議会開会中に議会全体に対してまさにうその発言をされた、こういうことで、この扱いについては、今後議長にその扱いをゆだねたい。ただし、厳重注意ということだけでは済まない大きな問題だ、このことだけははっきりしておきたいと思うんですが、今後二度と繰り返しませんと仮に言ったって、堂々と本会議でうその答弁をされるわけですから、その保証はほんとはないわけですから、私はその点で非常に懸念をいたします。これからいろいろ契約行為がずうっと出てくるわけですから、そういうことに対してどう正しい対応をされるのかどうかですね。非常に疑問であります。

そういうことで、この件で最高責任者である議長、ちょっとあとゆだねたいと思いますが、市長に、職員を監督、指導しなければならない市長として、この議会でお二人の方がとられた態度、発言についてどういうふうにするのか、その点をお聞きしたい。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

〔和気 豊君「市長に聞いたんやぞ。市長やないか、最高責任者は。ちょっと待ってください、待ってください。」と呼ぶ〕

助役（遠藤裕司君） 先ほど、議長からもおしかりを受けておりますが……（和気 豊君「ちょっと待ってください。議長、これは契約問題じゃないでしょう。職員のあり方の問題を聞いてるんやから、市長に答弁させなさいよ」と呼ぶ）再三についての資料の問題について、おわびを申し上げ

たいというふうに思っております。

ただ、先ほどのやりとりの中で……（和気 豊君「議長」と呼ぶ。林 治君「議長、議事運営」と呼ぶ）

議長（藪野 勤君） 静かに。発言中です。

〔林 治君「議事運営です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 発言中です。答弁中です。助役（遠藤裕司君） 正確性を欠くお答えを申し上げたという点については、おわびを申し上げたいというふうに思っております。（林 治君「議事進行についてやから。議長」と呼ぶ）

ただ、私どもが申し上げておりましたのは、事務所について現地に行って確認をしたということございまして、その存在につきましては確認をしたということございまして。

ただ、質問の中でももう少し我々として意図を酌み取っておればよかったのかもしれないけども、中まで入って確認をしたのかという点では、そうではないということを申し上げたわけでございます。

今後ともそういう点につきましては、やりとりではございますけれども、十分質問者の意図を確認をしながらお答えもさせていただかねばならないという点で反省を申し上げておりますので、お答えを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 議長ね、今質問者が市長にと、特に大事な問題やから市長に言うてるのに、また上塗りするようなことを答弁してたら、いっこ意味がないやないですか。そらおかしいですよ。ちゃんとまともに運営してくださいよ。

議長（藪野 勤君） やっております。ただ、今の発言の中でいわゆる経過がございますので、理事者の側としては、答弁者はそれを発言したわけでございますので、あとは理事者側の答弁であります。和気君。

13番（和気 豊君） 今も議事進行にありましたように、私は議会でうそをついた職員の処遇の問題について、最高の職員を統括される、監督、指導される権限を持っておられる市長に、その対応のあり方について問いただしたわけですから、ちゃんと答弁をするように指示してください。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本議案に対する答弁の中で、資料の準備不足も含めて大変不手際があったというふうに思っております。心からおわびを申し上げたいと思います。

それから、御指摘ありました調査の件につきましては、前任者の質問も含めて、その質問の要旨に的確に答え得なかったという部分もありますし、誤解を与えた部分もあるというふうに思います。ですから、ただいま議長からも嚴重注意をいただきましたので、今後我々行政の方でそのあたりの経過を調査いたしまして、その後の対応については、行政は行政としての一定の判断をしたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今回の問題は、坂田建設が準市内業者だということ指名を受けたわけですね。準市内業者というのは、いわゆる建設業法に基づく支店、営業所が市内にあって営業活動をやっている、こういう実態が存しなければならないわけですから、これはみずから市がお決めになった準市内業者の認定に関する要件ですから、それをずっと一貫して聞いているわけです。

そんなもん、所在地の確認だけでは、地図をちゃんと添付してるわけですから、所在地図は添付してるわけですから、いわゆる営業活動の実態、これがあるかどうかの確認をしなければ、これは指名の対象にもなり得ないわけですから、そういうことの確認をしたのかどうかというこのやりとりの中で、したんだと、こういうふうに明確に言っているわけです。

指名にかかわって、その指名が正当かどうか、こういう論議の中でのうその発言ですから、それで問題が大変な問題だと、こういうことにして、契約そのものが、いわゆる専決でやられたそのこと自体が問われるような、大きな発言、うそをされているわけですからね、重要な問題なんですよ。

単に、うそをつきました、誤ってました、誤解を与えるような発言でしたと、そういうことではないんです。明確に契約検査課みずからつくったその要件に基づいて質問しているわけですから、それに欠くような業者であったのかなかったのか。

単に所在地だけを確認してきたで済む問題ですか、これは。そんなおかしな答弁で、うその答弁で、ごまかしの答弁で事が済むと思ったらえらいことですよ。

今後、そういう答弁がこの議会でまかり通るといことになれば、議会の審議は一体どないなるのか。議会の権威はどうなるんですか。このままでは、今のような市長の答弁では、事は済まされません。2億になんなんとする契約行為をする、その根拠になる実態のあり方の問題を林議員、私と続けてやっているわけですから、それに対してうその発言をしたということで、これは許されない問題だというふうに思います。

議長、取り扱いについて、再度今のような市長の答弁では、これは議会としても許されない問題だというふうに思いますので、議会全体での対応をお願いをしたいと、こういうふうに思います。  
議長（藪野 勤君） 理事者の答弁を求めます。  
遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 何度も、市長からも申し上げましたけれども、的確な答弁ができなかったということについては、申しわけなく思っております。ただ、実態については、現地に行っただけだというふうにおっしゃいますけれども、現地に行って所在を確認をするというのは、立派な、重要な仕事であります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） そんなことは答弁になってない。そんな所在地だけを確認して事足りるんやったら、それこそ地図を添付さしてるわけですから、それだけで済むわけです。実際、そこで営業活動や営業の実態があるかどうか、8人の職員が存在して、営業活動や事務執行をやってるかどうか、このことの確認が実態調査なんですよ。実態の調査なんですよ。

そこに看板掲げてるだけではだめなんですよ、これは。そんないわゆる業者指名委員会の会長である助役の答弁、むちゃくちゃですがな。そんなもん、外から見て営業の実態わかったらえらいことや。

今、私ではないんですが、この休憩に入った直

後に3人の議員が現地の視察に行かれました。外から見ただけではなくて、戸があいてましたので中へ入って、たまたま出られた女性の方に、年ごろ23ぐらいの女性の方ですが、その方に聞いたところが、ここにはそういう坂田建設のようなものは知らんということと言われて、事実その1階には塾が開会できるようにやられている。2階にも同じように塾の対応があったと。実際営業の実態がなかったんですよ。外から見たらわからなかったけれども、中へ入って初めてその実態がつぶさに明らかになったわけです。そして、そこにおられた女性の方も、そういう坂田建設のようなものは知らないと、現実に言っておられるわけです。そのことについて、どうなんですか。本当に確認をされてるのかどうか、もう一度伺いをします。今現実にはないんですよ、営業所の実態は。  
議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。  
総務部契約検査課長（前川正博君） 営業形態があるかという御質問にお答えいたします。

先ほどから和気議員の方から御指摘いただきます営業活動につきましては、私どもの方にもよく名刺等を持参されまして営業活動をよくされておられましたのは、事実でございます。

また、事務所の件でございますが、この件に関しましても、事務所の中に入って調査云々という御指摘だったかと思いますが、この件に関しましては、過去に談合事件があった際にも、会社の事務所に立ち入りをした際に指摘を受けました経緯もあり、また疑惑を招くおそれもありますので、原則として市内業者も含めまして、私どもが事務所の中に入っただけの立ち入りは、今まで行っておらないのを御報告いたします。

また、先ほど会社の方に行った際に云々という御指摘だったかと思いますが、私どもの方でも確認させていただきましたが、会社の1階部分には手前側に塾がございまして、その奥側に坂田建設の事務所があるということでございます。

それから、先ほど私どもが確認させていただきました中では、女性の方が来られてということで、対応は塾のアルバイトの講師の方が対応に出られたようでございます。その中で、会社、坂田建設はどこですか云々という話の中で講師の方がお答

えになられたのが、わからないので家主の方に聞いてくださいということでお答えしたというふうに聞いてございます。

私どもの方といたしましても、先ほど来より御報告さしていただいておりますように、事務所の形態の確認はさしていただきました。この日付が2月の12日、課員が確かに行っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 何遍言われても、事務所の所在地の確認をただけということで、形態というのは形だけ——形態というのは形ですからね。そういうことになってるわけで、実際営業活動をやってるその実態については一切やられてないと。

結局、営業の実態があるかどうか。実態のない業者に指名してどないなるんですか。実態があつてこそ初めて、その業者は責任を持って、契約の相手方として責任もとれるだろうし、そして存在しているということが確認できるわけですから、そんなものは当たり前のことですよ、何ぼ言うても。外から見ただけでその営業実態というのはわからないわけですから、営業実態があつてこそ契約の相手として存在が許されるわけですからね。こんなのはもう、先ほどから助役が、あるいは市長が言われるけれども、これはもう明確に質問のやりとりの経過から、うそをついたということになるわけですから、やりとりの経過をもう一度つぶさに思い出してください、私、先ほど言いましたように。

その辺から、これについては重要な問題ですから、監督責任者としての市長の答弁を再度求めます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、議長からも注意をいただいておりますし、いろいろ準備不足の点があつたということは、再度おわび申し上げたい。

その確認の状況とか、それから実態の問題については、私の方で当時の調査に行った者も含めて調査をしたいと。その上でここでの御答弁と違うということであれば、それはまたそれで私どもの方でその対応をしたいと、このように考えており

ます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） いやいや、調査をするという問題と違うでしょう。責任を持って確認をしたと、こういうことを言われてるわけですから、その後確認が事実ではなかった。外から所在地を確認しただけだと、形態を見ただけだと、こういうことになっているわけですから、これはもう調査の必要ないじゃないですか。責任を持って答弁されたんですから、部長も、それから課長もね。

それがいわゆるやりとりの中ではうそだということになっているわけですから、問題はうそをついた職員に対する対応をどうするのか。これはちゃんと条例の中にありますでしょう、あえて言わなくても。その条例を適用するのかどうか、そのことについて検討するというのであればまだしも、一体何を調査するんですか。責任を持って発言したんですよ。そういう問題じゃないですか、これは。2億になんなんとする契約行為じゃないですか。そのことについて、実態がある会社と、営業所と契約をしたんだと、準市内業者としての扱いで指名し、落札して契約をしたんだと、そういうことじゃないですか。契約して、今さら何を調査するんですか。それやったらもう一回やり直しますか、これ契約を。できないでしょう。

今の答弁やったら、調査した上でもう一回ちゃんとした契約をやると、こういうことで調査をするというのであれば、納得できます。そうじゃないでしょう。自信を持って契約やったんでしょう。契約の瑕疵ありますか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 調査に行っていないものを調査に行ったといえば虚偽になるわけでありますが、現実に行っているわけですね。その調査の中身の話やというように思います。ですから、建物の中まで立ち入って、人数を数えてとか、そういうところまではやってないということですから。

ただ、事務所の確認、あるいは電話なりの対応、このあたりの確認はしてるということですから、すべて違うということではない。さらにもう少し念を入れてという部分はあるかもわかりませんが、

全く行ってないものを行ったと言ったというようなことではございませんので、そのあたりは一定理解をいただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。和気君に申し上げます。議事の時間も経過しておりますので、協力のほどお願いいたします。

13番（和気 豊君） 契約の相手として、営業所ではあるけれども契約をやってるわけですね。そうしたら、その営業所が果たして契約の相手たるいわゆる主体性、そして法で認められる、建設業法で認められるような営業活動ができ得る実態になるのかどうかということ調査しなければならないじゃないですか。

そして、問題は、この業者は今に始まってこういう問題が投げかけられたんじゃないですよ。12億になんなんとするあの岡田幹線のあのときにも、準市内業者だということであえて経審点1,400のあれで、特別条項を適用してやった。あのときにも、果たして実態はあるのかどうかと、こういうような質問も出てたんですよ。

だから、本当に調べるのであれば、実態を十分調べる。外から形態だけをのぞき込むような、そういうことでは済まされないというのは、さきのあのほんとに上限価格にほとんど吸い寄せられるような99.14のそういう高いあれで入札した。そのときにも入札のあり方から、結果論ではありましたがけれども、こんな契約おかしいんと違うかと。そのときにも同じような問題が提起されてるんです。

そういう経過からいっても、実態調査は当たり前のことなんです。だから、今回この業者については、本当に契約の相手たる実態が存するのかという質問が出てるわけです。それに対して外から見に行ったというようなことでは、これは済まされないわけですから、その点はもうよろしい。そんなうその答弁するような人に……。

市長、どうですか。経過からいっても、ちゃんとそういう虚偽の答弁をした職員に対する対応は明確にしなければならぬんじゃないですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、先ほど申し上げたように、行ってないものを行ったと言えば、非

常にうそをついたということになるんですが、現に係長が行っているわけですね。その行った中身の問題だというふうに思うんですが、立ち入りをするということについては、一昨年でしたか、ちょっと新家の方の業者さんの方に事情を聞きに行ったときに、なぜ行くのかといろいろと御指摘もいただきました。

ですから、それはそういうのは誤解を招くから控えようということで、行っておりません、その後はですね。ですから、そちらの方の実態については、客観的に判断できる範囲内で行ってるということでございますから、それはもう受けとめ方の違いはあろうかというふうに思いますが、我々の方も何も現地を見に行っていないということではございませんので、きちっと行って、その辺の所在の確認を含めてやっておりますので、その辺は理解をいただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 実態調査が必要だということは、これは当たり前なことなんです。私は、何もその業者に問題があって、その問題を追及するために立ち入りせえと、こういうことじゃないんですよ。最低、営業実態があるかどうかの確認ぐらいは、これは外から見てもわからないわけですから、どういう事務執行をやってるのか、8人の職員がどういう配置で仕事してるのか、こんなことは問題なくとも相手に聞くぐらいは当たり前のことであって、そんなことは相手も許してくれますよ。

ところが、今言ってるのは、そういうことをやってないと。やるべきだということについて、やりましたと言うたんだから。実態調査が必要だと、中身が必要だと、契約の相手方として。そういうことについてやりましたと言うたから、それはうそですよ。ただ、現地を確認に行ったんですかというような質問と違いますよ、質問は。そうでしょう。

契約の相手方として、ちゃんと——私の質問もそうですよ。実態調査をやったのか、やりましたということだったんですよ。そうでしょう。質問のやりとりをもう一回ちゃんと市長確認してくださいよ。もうええよ、あんたら。市長。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 実態調査ということではございますけれども、我々とすれば事務所、営業所につきまして商業登記も含めて申請書類があると、一応それについて現地に確かにあるということを確認をした上で、営業実態ということではありますが、先ほど課長からもお答えを申し上げましたように、常々その所長とも日ごろから話をしておりますし、またこちらから電話を入れる、連絡を入れるということでも連絡がその場で通じるという実態もございます。転送電話ではございません。現実にそこに登記された事務所の職員の方が電話に出て、いろいろと連絡をつけております。

そういう意味で、営業所の実態というのは我々は承知をいたしております。その中で、8人の人間が何をして、どこに配置をするというのは、極めて民間企業の中の話であれ、我々が関知するところではないというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 和気議員。

13番（和気 豊君） 出してきた書類について、その書類の正確性を確認することがなぜ民間企業に対する介入になるんですか。出してきた書類が事実かどうかということの正確性を期すために、その範囲で立ち入ることがなぜいけないことなんだ。当たり前なことやないか。そんなことを言うってどないするんや。

そして、かねがね問題になってきたことだ。そういうことで実態調査の問題を云々したときに、行きましたと、係に行かせましたと。当然、その答弁は、実態調査に行きましたと、こういうことで答えてると、だれでもそうとりますよ。ところが、それはただ現場を確認に行っただけやと。こういうことでは、これは社会常識では、社会ではうそをついたということになりますよ。

議会の本会議ですよ、これ。その場で言ったことですから、これはもうこれ以上——我々は職員皆さん信頼してますよ。正しくやっていただいと、公正、公平にね。ところが、きょうの事実はそうやないんですよ。それで声を荒げてこうやって何回も質問してるわけです。

それに対して市長がまだ、行ってることは事実ですよ。そのことは否定してないよ。行き方の

問題を言うてるわけ。実態調査に行ったのか、ただ形態を確認に行っただけか。形態の確認に行った問題ではないでしょうと。実態調査が必要だから、やる必要があるんでしょというのを言ったわけ。それに対して、行きましたということやから。何回経過を言わずんですか。

うそをついたということになってるじゃないですか、明確に。契約の相手ですよ、2億になんなんとする。それが本当に営業活動をやってる、工期も全うする。先ほど言われた名刺も持ってきて営業活動をやってきてる。これはどこを拠点にやったか。大阪市内から、支店から来てるかもわからん。そんなものは実際に届けた営業実態を証明することにも何もならない。名刺を持って従業員が来るようなことは、市外からでも来られますがな。東京からでも来られますがな、2億の仕事をとるんやから。そんなんは営業実態があるかどうかの証明にはならない。そんな生半可な答弁しとってどないするんや。

もう時間も時間ですから、ほんとにまともな答弁が返ってこないということを前提にして、それこそはっきり私は言明して、この辺で議事にも協力して、質問を終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） かなり長い時間、この問題が議論されてるんですが、私も巴里議員さんの御指摘の問題と若干関連するんですが、二、三確認をしておきたいと思います。

1つは、この契約書を見ますと、男里五丁目の1の27番地と、こう書いてるわけですね、契約の相手が。所長さんが川畑——これ何というんですか。何ヒデというんですかな、人の名前というのはなかなか読みにくいから。私の名前でも「シ」とも読むし、「ツグ」とも読むし、どっちでも読めるんですが、こんなのはどうでもよろしい。

問題は、今議論のありました坂田建設の法的な——これは法人登記もしてると、こういうことですが、その事務所はどこですか。国道沿いにあるところになってるのか、よくわからないんですけども、実際どこかもっと明確に、地図があれば地図が一番わかるんですけども、お見せをして

いただけますか。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 島原議員の事務所の場所ということでございますが、議案書の21ページの方に地図がついておりまして、府道堺阪南線と明記してる箇所の交差点部分ございまして、その小さくカーブしておる道路の際に3ミリ四方ですか、程度の図上に出てきてるのが事務所の場所でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 今の助役さんの答弁で、法人登記とか何とかということをおっしゃったんですが、そういうことで尾崎の法務局かどこかしてると思うんですが、それは間違いなくそういうようなことになってるのかですね。

それと、場所がちょっとわからん。この地図だけではわからんですけども、きょうご質問あったので、その答弁に対しての事務所の位置なんですが、現在坂田建設株式会社ということでプレハブのような建物の2階がありますね。泉南市から行くと右側ですけども、今言う臨海に入る道と——バンドー化学のところです。そのちょうど角のところに看板は上がってます、坂田建設株式会社というて2階のところに。2階のとこと、それから2階建てですから下に事務所があるんですが、これはその両方全部使うてるんですか。どちらを使うてるんですか。1階ですか、2階ですか。そういうことですね。その登記をしたということは、どの部分をどう登記してるんですか。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 場所につきましては、先ほど御説明さしていただいた箇所でございまして、確かに2階建てになっております。2階部分が塾をされておりまして、1階部分の入り口側が塾の事務所と申しますか、使われておると。それから、その奥側ですか、1階部分の奥に坂田建設の事務所がございまして。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 答えてまへん。法人登記はどないなってまんねん。助役さんの答えた分、答えてない。

議長（藪野 勤君） 答弁を願います。前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 申しわけございません。謄本上で申します営業所一覧というのが添付されておりまして、本店、それから私どもの方に提出いただいている泉南営業所、あるいは大阪支店、堺云々ということで、一覧ですと新潟等までを含めましての一覧表が添付されてございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 一覧表のことをお尋ねしてるんじゃないんです、私ら一覧表をもらてませんから。先ほどお尋ねをしましたように、助役さんからわざわざ登記もしてると、こうおっしゃるから、じゃ登記をしたとはどこですかとお尋ねしてるんですね。

ただ、言っときますけども、私もたまたま現場に同乗さしていただきました。事務所の中には、車の中から見ただけですけども、しかし、これは2億も3億もの仕事をするのに、実際常識からいって、6畳の間1間みたいなところにいすを置いたり、机を置いたり、それに塾の机があるということは、これはほんとにいかがなものだろうかという感じがしました、いずれにしても。事務所がいいとか悪いとかという以前の問題ですよ。これはやっぱり行政としてもきちっとしたことを指導しないと問題がある。

それと、もう1つは、じゃ坂田建設の泉南営業所の資材置き場とか、あるいは機材とか、あるいは建築基準法等、あるいは指名する段階に当たって技術者の資格要件とか、そういう関係はあそこで一切処理できるんですか。坂田建設のあの、僕の目ではそんなに20畳も30畳も広い場所ではないと思う。僕の目ではせいぜい10畳かそこそこのところに、塾はやってるわ、建設会社の事務所はあるわというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか、そら。考え方としては。

だから、問題は事務所は事務所で、そういうことで登記もしてるということですから、その登記してる資料を出してほしいんですが、もう1つは、問題は資材置き場とか建築資材置き場とか機材とか、坂田建設はどんなものを持ってるんですか、

泉南営業所として。大阪支店全体としては僕はそんなことは聞けしまへんがな。

坂田建設泉南営業所としての契約ですから、もちろんその事業を全部自分とこでやらないかんと、できればですよ。丸投げされたら困るわけですから、ある意味では自分とこでやるような、そういう機材なり人材なり、あるいは機材置き場なりを含めて、そういう確認まで、チェックまでなされてるんですか、ある意味では。ただ名刺を持ってきて、ああこれは坂田の人やなというような確認だけではないと思いますけども、実際2億も3億もの仕事を預ける場合は、御苦労なことですけども、やっぱりそういうチェックも私は必要ではないかなというふうに思うわけですね。

それと、私はもう長い間議員をさしてもらってるんですけども、営業所と契約したという契約書は生まれて初めてですよ、これ。そこにやっぱり問題が——これは林さんの御指摘もありましたが、これがいい悪いは別にして、ただ僕の聞きたいのは、今言ったことも含めて答弁してくださいよ。

問題は、この泉南営業所の所長の身分は一体どうなってるのか。先ほどのご答弁では、これは委任状をもらってますと、本社の方から。委任状はだれから出してるかちょっとわかりませんが、本来1つの会社というのは会社法人であって、商法によって重役についてはちゃんと登記もせないかん。役員についてもそうですけども、債権債務についても、どれだけの役員がどうおるんだということまで含めてやらなきゃならんでしょう。1枚の紙切れで——紙切れといたらえらい失礼ですけども、1枚のペーパーで1つの会社の従業員に支店なり本社の方から、おまえこれ預けると。一切の請負工事はおまえがやれと。そらそういう場合もあるでしょう。けど、役所としては、公的な機関としては、きちっとした民法上確認をした上で、その所長の立場、役職、法的ないろんな形のすべて一切担う権限を請け負っとるかどうかな。

会社ではこの人はどういう——例えば専務とか常務とかというのがあろうと思うんですが、法的にどういう申請をされてるんですか、これは。法人登記を。それは泉南にもいろいろありますわな。

郵便局というても、岡田の郵便局もあれば、局長にしても泉南市の議会の事務局長もあるし、局長もいろいろ違いまんがな。

そういう意味では、私は所長にしてもいろいろあるから、ほんとに2億も3億もの請負工事を、公共工事を請け負う、えらい失礼な話ですけども、この所長がそれだけの坂田建設の重要な位置にあるのかどうか、それを確認したいんです。

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） まず、所長であります川畑氏の役員云々の件でございますが、川畑氏につきましては役員ではございません。

それから、営業用の資材置き場云々のお話でございますが、私どもの方でも坂田建設さんの方が市内に資材置き場等を確保されてるというのは、現時点ではまだ確認さしていただいております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 答弁者に申し上げます。答弁漏れのないよう的確な答弁をお願いいたします。前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 申しわけございません。何度も大変失礼します。

委任の件に関しましては、坂田建設泉南営業所長川畑氏に対しまして、坂田建設株式会社代表取締役が契約等に関する全権委任の委任状を提出いたしまして依頼しておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔島原正嗣君「登記のやつ、まだ答弁してないですな。何平米登記してるのか。——してないんやったらしてないでええよ。間違うて言うたんやと言うたらええ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 前川契約検査課長。

総務部契約検査課長（前川正博君） 何度も申しわけございません。建物等に対する登記はございません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） その登記の問題ですね。してないとおっしゃって、してると、こういう答弁があったんですけど、この議会に入った前にも議論がありましたように、お互い正確を期するようにお願いをしないとね、議長。そら言い間

違いとか勘違いというのは、人間のことでありますけれども、一定のちゃんと調査をして、適正な確かな答弁をしてもらわないと、時間も長くなるし、もうこれ、きょうも8時なんですけれども、何も私たちは意地悪して時間を延ばす、そういうことではなくて、ごく当たり前のことをお聞きしてるわけですから、行政は毎日、あなた方はそれが仕事で座ってるわけですからね。

我々の場合は、また一面別の仕事もありますし、十分な勉強もできない部分が——おたくら役人できちとしたことを……。しかも、これは2億という契約、市民の高額な税金を使って公共事業、下水道に使うわけですから、何を聞かれても明確な答弁をするということやってほしいと、このように思います。何もあんたが勉強をしてないとか、するとか、そういうことじゃなしに、正しいことを、まともなことをきちっと答えてほしいと、そういうことなんですよね。

ただ、問題は、じゃ泉南支店の所長が一定の、単に所長だというだけの資格のものが、ただ単に支店なり本店なりの常務なり重役から、委任状を社長からもらうてるということだけで、それじゃ、それぞれ支店をつかって、あるいは出張所をつかって、今後泉南市の工事請負契約というのはそういう方針に切りかえるのかどうか。

市内でも、市内の中の業者、工務店とか建設会社がたくさんあるわけなんですけれども、何々支店ということをつかって、樽井支店なら樽井支店でよろしい。信達支店なら信達支店でよろしいが、そういう人たちが本社は例えば岡田にあるとか信達にあるとか、その本社の社長から出張所に対して委任状さえあれば、十分その指名を受けて入札の指名を受ける、仕事ができるということになるのかどうかですね。

ただ、私が心配するのは、今までずうっと入札の関係をやられてるんですけども、どこの会社の売上高が何十億と。坂田建設の場合は、売上高を全部書いてるんですけども、210億程度売り上げてるわけですね。私のお聞きしたいのは、じゃ泉南の営業所の分として、初めての契約がどうかわかんんですけども、じゃ本来ならその泉南の営業所の売上高をここに書くべきなんですよ、あ

る意味では、そうでしょう。泉南の営業所と契約するわけですから。

しかも、その方が請け負いされる社長代理というんか、委任を受けた者と泉南市との関係は、やっぱり法的にもきちっと詰めておかないと、銀行でもつぶれる時代です。保険には確かに入ってると思うんですけども、そういうことだけできちとした会社の役職を持っておられる方、例えば社長なり代表取締役なり、そういう人たちと本来公共工事は契約するべきではないですか。会社の中の地位は、例えば係長とか、あるいは課長とか、いろいろあると思うんですよ。けど、本来公共団体が契約する相手については、きちとした法人格の、たとえ泉南営業所の所長であっても、坂田建設に帰ればこの方は一定の債務についての責任を持つ、こういうきちとしたものがないと、これは泉南市としてはどうかと思いますよ。

ただ単に一介の所長が受けて悪いということはないんですけども、そういうことをやれば、これはやっぱり民法上、商法上、問題があるのと違いますか。その方がきちとした、例えば売り上げをしたり、あるいは泉南営業所、あるいは本社に帰れば、何回も言うようですけれども、常務取締役とか、あるいはそれぞれの取締役という法人格をとって、その経営に参画し、すべてに責任が負えるという人と契約を結ぶのが当然じゃないんですか。私はそれを言うてるんですよ。

これは、行政からいえば何も問題ないといえはそうかもわかりませんけれども、私はこの契約のやり方というのはおかしいなと。会社の地位もわからない、名誉もわからない。ただ、泉南営業所の所長ということだけだと。1枚のペーパーでおまえに100億の、あるいは50億の仕事を請け負わすのを任すということだけでいいのかどうかですね。これは、やっぱり私は考えるべきではないかと思うんですが、どうですか。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 契約の相手方たる要件ということでございますけれども、一応準市内という考え方で先ほど担当課長が申し上げたような資格要件をつくりながら、一定市内に営業所、事業所を有するところについて指名をしていくというこ

とは現状やっておるわけで、それについていいか悪いかという議論がたくさんあるのは、承知をいたしております。

ただ、商法上、民法上というお話に限って申し上げますと、今回その権限で委任状の確認をとるということで、全く問題はないというふうに思っております。ただ、先ほど来御議論いただいておりますように、実態の問題云々かんぬんということで御批判はいただいておりますけれども、我々は実態を確認をしておるということで答弁申し上げますが、議員おっしゃるとおり、会社そのものもっと責任ある立場の人と責任ある契約をとる趣旨については、理解ができるというふうに考えておりますが、今の準市内という考え方をする以上、営業所長ということで相手と契約をする、しかもその権限については委任をされてるというのを文書で確認をするということで足りるのではないかと。単に法律上だけの問題ではございませんけれども、足りるというふうに確認をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 議長、時間も大分たつてますから、もうそろそろ終わりにしますけれども、ただね、助役さん、ほんとに残念に思いますよ。何も坂田建設の泉南出張所と契約を結んで悪いということは、だれも一言も言ってないわけです。問題は、どんな方にも人格はありますよね。今言う準市内業者の中にも、今ここに出てきてる以外にたくさんありますよ。僕らもよう嫌味を言われますわ。準市内いうて言われて、おれとこはいっことも仕事来えへんやないかいと、どないなつてんやと、おまえ。ありますよ。これが全部この中に入ってるのと違いますよ、別にこの下水だけでなく全体の実業からいえば、この中に入ってるのでも、ようたらん人はほとんどとってない。これはその会社のかい性によりけりですけどもね。そんな矛盾があるんですよ。公共事業というのは、お互いにやっぱり分かち合って、競争もありますけれども、公平なやり方というものをお互いやるべきであるし、筋の通る請負契約をするべきだと。

私はもう何回も言いませんけれども、今の坂田建

設泉南営業所のあり方、内容というのはよくわかりませんが、一見あの状況を見たら、あれはとて2億も3億も公共事業を受けて市民のためにお互い協調していこうという状況ではなかった。ない。一回見てみなはれ、今からでも遅くない。そんなもん、考えてみなさいよ。1つの6畳か10畳かの中を仕切って、片方は塾をやる、片方は建設会社やというて机だけ置いて、こんなもん明らかに明々白々じゃないですか、実態は。（林 治君（「でたらめや」の声あり）

私はでたらめとはよう言えへんけども。至って温厚なものですからね、自分を褒めるのもあほの1つですけども、私はそういうことはよう言いませんけども、もっと理にかなった、だれが見ても、だれが通ってそこに行っても、あ、さすがやなど。これは5億や10億の仕事はできるわというぐらゐの環境づくりを市は責任を持って指導すべきですよ。

そら、どこだって仕事は欲しいですよ、こんな時代に。中小企業の親方は、毎日首つっころろ死んでる時代ですよ。死ぬのは勝手かもわからへんけども、お互いやっぱり泉南市に税金を納めて、100万円の仕事でもええ、10万円の仕事でもいい、欲しいなという業者もいらっやいますよ、まじめに考えて。だから、そういう人たちの立場も考えながら、市民の立場をお互いに代弁する立場にあるわけですから、坂田さんとこのことばかり言いますけども、もっときちっとしたことをさしなはれと、してほしいと、そういうことですよ、実態は。

僕は、とにかく議長ね、議長、あんたも樽井ですけど、私は岡田ですわ。ある意味では、帰りがけに一回見ておくなはれ。別に遠慮することない。坂田建設を一回のぞいて、議長として見たらわかりますが、これはちょっとひどいなというような感じはだれでも受けますよ。何も私はこの機会に文句言うたろというてわざわざ行ったのと違いますよ。行こうかいと言うから、私もちょっと行ってくるわと言って積んでもろたんですからね。当然、議員としてこれだけの2億という仕事が出るわけですから、きちっと事実を見て、事実は小説より奇なりということがあつてから、そ

ういうことをきちっと見て私は判断をしたい、このように思います。

以上で僕の意見は終わります。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 一般原則でちょっと確認したいことがございまして、これにかかわる問題だと思ってお聞きいたしますけれども、契約検査課の実態調査というのは、かねがね私はしなきゃならないと思うんですよ。実際、こういう不況になってくると、市内で従業員とか重機とか抱えた業者が大変な思いをしているということも事実でありますし、こういうきちとした事務所なり従業員なり重機を抱えた業者とそうじゃない業者というのを同列に扱って、書類審査だけでやっていいものかということは、これはやっぱり大きな問題として、特にこういう不況に関しては必要であると思います。

市長も、僕は発言についてちょっと疑問を持たしていただいたのは、先ほど二、三年前に恐らく稲留議員のことだったんじゃないかなと思うんですけども、あのときは、要するにそういうふう担当者が行っていいのかという話だったと思うんで、あれは逆に実態調査に行ってはまずいという、そういう話ではなかったと思うんですよ。

だから、それで実態調査しないということにはならないと思いますので、その辺はちょっと、もう一度今後の方向を含めて、実態調査はやっぱりやるというふうな方向で打ち出していきたいなと。それは、やっぱり今後重要なことだと思います。

いろんな市内業者優先とか、そういうことでは申しません。それは技術力の問題とかいろいろありますから、そういうことは申しません。ただ、実際に従業員を抱えて、この不況期をどう乗り越えようかという、泉南市にとってやっぱりこれから貴重な業者として育成していかなくちゃならないところは、きちとしたことをしてあげるべきだと。そのためには、やっぱり実態調査は必要であろうと思いますので、その点に関してだけちょっとご答弁いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど来御議論いただいて

る中で、実態調査の必要性ということでございませぬけれども、これは当初、議案の最初にご説明をさしていただいたかと思っておりますけれども、おっしゃるとおり、今経営審査の点数のあれにしても、技術力を重視するという形で変更になっておりますし、それを担保していくための措置というのが非常に厳しくなっております。ある意味で、不良・不適格業者の排除という点で、その辺の確認を市としてどうしていくのかということで、手始めにこれは5月でございませぬけれども、5月に各業者に対しまして、今後技術者についての確認ですね。例えば雇用保険等の確認、こういうやつについても来年度からは添付させるというふうなこと、あるいは現場の管理監督者がいないという状況があったときの措置ですね。これを厳しくしていくというふうな形で、とりあえず対応していこうというふうに考えているところでございませぬ。

次に入ってきますのは、おっしゃるとおり実態調査ということではございませぬけれども、まず我々としましては、そういう技術者の関係、あるいは現場監督者の関係等を確認しながら、1年1年やっていきたいというふうに思っております。実態調査の必要性については、痛感をしておるところでございませぬので、とりあえず手始めとしてそういう形からやらさしていただきたいということでございませぬので、御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） できるだけ速やかに、いろんな問題もあることはよくわかっておりますので、できるだけ速やかに対応していただけるようお願い申し上げます。

以上で、いろいろありますけれども、一応終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——  
—林君。

22番（林 治君） 専決第3号、工事請負契約について、反対の立場から討論をいたします。

既に質疑の中でも明らかになりましたように、本来この程度の公共工事につきましては、市内業

者を優先する中で公正な入札を行うべきであるところであり、ところが、準市内の名をもって、実際は市外業者を参入させ、それが市長の法人後援会の7年度の清樟会正式会員であること、しかも市が入札に参入させた準市内業者、特に落札業者は、市内での営業の実態のないものであることが明らかになりました。

準市内業者としての実態確認についての質疑の中で、市の担当者の不適切で事実でない答弁は、断じて許されないこととあります。議会での質疑に耐えられないこのような事態を引き起こしたことを含め、本議案に反対をするものであります。議長（薮野 勤君） ほかにございませつか。――以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（薮野 勤君） 起立少数であります。よって報告第2号は、承認しないことに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしてありませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明30日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませつか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明30日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後8時11分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 薮野 勤

大阪府泉南市議会議員 松原 義樹

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好吉